

監査人の法的責任に関する裁判例

平成 25 年 6 月 27 日
日本公認会計士協会

目 次

はじめに	P1
監査人の法的責任に関する裁判例	P4
法律専門家による分析（弁護士 町田行人）	P59
監査人の立場からの着眼点と留意事項	P68
おわりに	P72
[参考付録 民事裁判の流れと手続について]	P73

はじめに

1. 本研究報告の目的

企業活動が多様化、複雑化、国際化し、企業を取り巻く利害関係者が増加するのに伴い、財務報告制度、さらに、その信頼性を担保する監査制度も発展してきた。監査制度を担う監査人の役割はますます重要となり、監査人の責任に対する利害関係者の関心も高まりつつある。このような環境の下、粉飾決算等をめぐり、監査人の法的責任が問題となる裁判例も、徐々にではあるが、見られるようになった。

本研究報告は、監査人の役割と責任に対する関心が高まるとともに、監査人の法的責任に関係する裁判例が徐々に蓄積されつつあることを踏まえ、監査人の参考に資するために、監査人の法的責任が問題となった民事裁判例を取りまとめたものである。

公認会計士又は監査法人の法的責任については、日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、既に、法規委員会研究報告第1号「公認会計士等の法的責任について」（以下「研究報告第1号」という。）を公表し、重要な裁判例等も参考にして平成22年7月6日付けで改正している。

研究報告第1号は、公認会計士又は監査法人の法的責任に関する法規定の体系的な理解を目的としているのに対し、本研究報告は、監査人の法的責任に係るそれぞれの裁判例そのものを紹介するものである。研究報告第1号と本研究報告を併せて読むことで、監査人の法的責任に関する制度と具体的な裁判例のそれぞれについて、より一層の理解に役立つものと考えている。

2. 本研究報告の内容

本研究報告は、監査人の理解と参考に資するために裁判例を紹介することを目的としており、特定の事件について又は監査人の責任の具体的な論点について、当協会としての見解を述べるものではない。また、裁判結果そのものや、監督官庁による処分、当協会の会員又は監査業務に対する審査や調査（以下「審査等」という。）に関連して当協会の見解を述べるものではない。言うまでもなく、本研究報告は、当協会が将来行う審査等を拘束するものではなく、当協会の審査等は、本研究報告とかわりなく、当協会の会則等所定の手続及び組織によって行われる。

本研究報告を作成するに当たって、個々の裁判例について、事案や裁判所の判断の概要を説明するだけでなく、それらへの分析や論評を記載するか、またそれをどのように記載するかについては、関係者の間で、様々な観点から検討を行った。

検討の結果、監査業務は当協会の会員の業務の中心であり、本研究報告はその責任を直接扱う裁判例を対象としていること、当協会は会員が行った監査業務の調査を行う立場にもあること（公認会計士法第46条の9の2）を踏まえると、他の種類の裁判例を取り扱う場合とは異なる、より慎重な考慮が必要であると考えた。

したがって、将来においてはともかく、少なくとも今般の研究報告の公表に当たっては、当協会自らが、個々の裁判例について分析し、論じることは極力控えることとした。

ただし、協会としての分析又は論評は控える代わりに、外部の弁護士に、当協会から独立した法律専門家としての立場からの論稿を依頼した。具体的には、弁護士である町

田行人先生に、裁判例のうち2件（「 13及び16」）について簡単な分析及び論評を加えて紹介するとともに、「 法律専門家による分析」において読者である監査人のために総括的な分析を行うことを依頼し、本研究報告中で町田行人先生の執筆に係る部分には、著作者名を示すこととした。

町田行人弁護士には、執筆に当たって、当協会の立場や考え方とかかわりなく、独立した立場から、弁護士としての自身の考察と分析を述べていただくよう依頼した。当協会から独立した立場にある法律の専門家に、見解を自由に述べていただくことが、本研究報告の読者である監査人の参考に資すると考えたためである。このため、町田行人弁護士による論稿に係る部分では、他の箇所比べてより立ち入った分析や考察が行われているが、前述のとおり、それらは当協会の見解ではない。

なお、本研究報告の末尾に、民事裁判の流れと手続についてごく簡単にまとめた資料を参考として添付している。実際の民事裁判手続は、代理人である弁護士に依頼することになるため、監査人が詳細な訴訟手続にまで通じておく必要はないが、本研究報告を利用するに当たって、概要を知りたい場合に参考にされたい。

3．本研究報告の作成過程と作成における協力

本研究報告は、町田行人弁護士に執筆いただいた上記の箇所を除き、当協会法規委員会のメンバーが中心となって執筆し、取りまとめを行った。

本研究報告の作成全体を通して、町田行人弁護士に加えて、山岸良太弁護士及び中野竹司弁護士・公認会計士の両先生に、法律の専門家としての立場から協力をいただいた。

4．対象とした裁判例

本研究報告は、民事事件のみを対象とし、また、基本的に、最上級審の判決が、刊行物又は一般的な判例データベースに掲載され、比較的容易にアクセスできる事件を対象を限った。なお、監査人の参考に資するという目的のために必要な範囲で判例の収集を行ったが、全ての過去の裁判例を漏れなく網羅することまで意図したものではない。

本研究報告の本文中では、会社名や当事者名は略称を用いているが、新聞等で会社名と事実関係の概要が報道され、かつ、裁判例を論じた雑誌等論稿においても会社名が記載されている事件については、本研究報告の見出しとして掲げた事件名に、会社名を記載することとした。

裁判例の引用に当たっては、アラビア数字への置換え、会社等名称の略称への置換えを行い、また、引用箇所の一部に下線を付したほかは、原文どおりとした。

年月日、出典は以下の方法で示し、出典は主なもの1つを記載した。

東京地判 平成3.3.19 判時1381-116	東京地方裁判所平成3年3月19日判決 判例時報1381号116頁
-----------------------------	-------------------------------------

判例集の略称は以下のとおりである。

判時	判例時報
判夕	判例タイムズ
資料版	資料版商事法務

監査人の法的責任に関する裁判例

小 目 次

1 . 日本コッパース事件	P4
2 . 凸版印刷労働組合事件	P7
3 . 日本債券信用銀行事件	P10
4 . 山一証券事件	P13
5 . 山一証券事件	P15
6 . フットワーク事件	P17
7 . 福徳銀行・なにわ銀行事件（なみはや銀行事件）	P20
8 . 足利銀行事件	P22
9 . 足利銀行事件	P25
10 . 日本長期信用銀行事件	P28
11 . I 社事件	P31
12 . キムラヤ事件	P34
13 . ナナボシ事件（弁護士 町田行人）	P37
14 . K 社事件	P46
15 . そごう事件	P49
16 . ライブドア事件（弁護士 町田行人）	P52

1 . 日本コッパース事件

一審 東京地判 平成 3 . 3 . 19 判時 1381-116

控訴審 東京高判 平成 7 . 9 . 28 判時 1552-128

1 事案の概要

本件は、外資系の日本コッパース有限会社（以下「X社」という。）に対する任意監査において、X社の経理部長が無断で借入れをし、預金を担保に入れていた事実につき、監査法人Yが発見できず、昭和 52、53 年に無限定の適正意見を表明したことについて、X社が監査法人Yに対して債務不履行を理由に損害賠償を求めた事案である。経理部長は不正行為を働き、銀行に定期預金を担保として差し入れていたが、監査人は定期預金通帳の実査や、預金残高証明書を銀行から直接入手することを行わなかったため、発見することができなかった。一審は原告の請求を肯定したものの 8 割の過失相殺を認める等して、原告の請求の一部を認容した。しかし、控訴審は一審判決を破棄し、原告の請求を棄却し判決は確定した。

2 争点と裁判所の判断

(1) 監査契約の対象に不正発見が含まれるか否かについて、一審は財務諸表に著しい影響を与える不正がないことを確かめるのでなければ、財務諸表の適正性に関する

る意見表明は無意味になり、また、監査人は一般的に認められた監査基準の下に、監査過程の固有の限界内において、財務諸表に著しい影響を与えるであろう誤謬、不正を発見すべく監査計画を立案し、監査の実施に当たりしかるべき技術を駆使し、正当な注意を払うべきであるとして監査法人の注意義務違反を肯定した。

他方控訴審は、「昭和 52、3 年当時、不正発見目的の特約のない通常の財務諸表監査において、監査人は、一般に公正妥当と認められた監査基準に従い、職業的専門家の正当な注意をもって監査を実施すれば足り、監査人が右注意義務を尽くしていれば、幹部職員、従業員等の不正行為を発見できないまま無限定の適正意見を表明したとしても、責任を負うことはない」とし、「近代の監査は、財務諸表の適正性または適法性を監査するもので、不正発見を目的として実施されるものではないから、被監査会社は、従業員の不正防止の機能を公認会計士に依存することはできない。・・・不正発見目的の合意のない限り、財務諸表監査においては、使い込み等の不正発見を目的とした監査手続を行う必要はない」として、X社の経理部長が入念な偽装隠蔽工作をしていたことと合わせて、不正発見目的の監査手続まですべきものとはせず監査法人の注意義務違反を否定した。

- (2)被監査会社の経理組織に内部統制上の不備がある場合、その事実は注意義務違反の有無を検討する場合の考慮要素として影響を及ぼすか。

一審は、監査基準等が適用されるのであるからその解釈として「企業の経理組織に内部統制上の不備があるかどうか、監査人がなすべき監査手続きにも影響する」とし、定期預金通帳の実査や預金残高証明を直接銀行から入手することが義務付けられるとした。

他方控訴審は、内部統制組織の不備と監査の関係につき、「内部統制組織が不備であるというだけでは、従業員、幹部職員の不正行為の発見を直接の目的として監査を実施すべきであるとまではいえない。・・・不正発見目的の特約がないのに、内部統制組織の不備な部分に不正のないことを確かめることを監査要点とし、不正のないことを調べる監査手続を行うことは、監査人に義務づけられていない」として、その不備は監査手続に影響するものではなく、よって定期預金通帳の実査や預金残高証明を直接銀行から入手することは義務付けられないと判断した。ただし、控訴審でも「昭和 52 年当時の我が国の財務諸表監査においては、不正行為の発見の比重は必ずしも重くなく、・・・企業幹部・役職者の財産上の不正は念頭に置かれていなかった。・・・実務において、役職者の不正行為などの発見が一定の比重を持つものと一般に認識されたのは、・・・平成元年 5 月 11 日に監査実施準則を『財務諸表に重要な影響を及ぼす不正行為等の発生の可能性に対処するため、相対的に危険性の高い財務諸表項目に係る監査手続を充実強化する』改訂を行った以降のことである。」と述べている。

また、「監査人が監査に際し、残高証明書を直接入手すべきか否かについては両説ありうる・・・監査人が、直接、預金先に対し確認を行うことが定められたのは、役職者による不正行為に対する対応策が検討され、昭和 63 年 10 月、監査第一委員会報告 50 号として発表され、更に平成元年 5 月、監査実施準則の改定

が行われた以後のことである」と述べている。

(3) 損害論

一審判決では、損害論について注目すべき判断を行った。すなわち、「従業員の不正行為によって損害が生じた場合において、企業の所有者は、その経営者の過失によって生じた損害の全部を、企業の外にある監査人に負担を求めることができなくても、やむを得ないものというべきであり、この点に関する原告の主張は採用することはできない。したがって、経営者に過失があるときは、損害賠償額の算定について、これを過失相殺として斟酌するべきものである。」とし外部監査人の与えた損害と経営者の過失の過失相殺を認めた上で、「原告の経営者には、・・・認定したとおり、過失があり、その程度は大きく、かつ、経営者が相当の注意をしていれば、早期に不正行為を発見することができ、請求されている損害の大部分の発生を未然に防止できたのである。そうすると、・・・原告の損害・・・のうち、その八割を過失相殺により減額するのが相当であると認める。」として大幅な過失相殺を認め、原告が請求した損害の一部についてのみ請求を認容したのである。

2. 凸版印刷労働組合事件

東京地判 平成 15. 4 .14 判タ 1154-52

1 事案の概要

本件は、凸版印刷労働組合（以下「X労働組合」という。）が、労働組合法5条2項7号に基づく法定監査を実施した公認会計士Yらに対して、監査契約上の注意義務に違反して通常実施すべき監査手続を実施しなかったために労働組合内部における横領行為の発覚が遅れ、その結果多額の損害を被ったとして債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案である。

X労働組合の本部会計ないし書記長であったAは、現預金の出納・保管及び計算書類の作成等の会計業務を一手に取り仕切っていたが、平成2年頃から平成9年度までの間に労働組合の預金口座から複数回にわたって合計約1億円を横領していた。

Yらは、監査契約に基づいてX労働組合の計算書類の監査を行い、平成2年度から平成9年度までの各会計年度の監査を実施し適正意見を表明しているが、「預金の実在性」に関して預金先に対して直接残高確認を実施せず、また、預金通帳の原本を実査していなかった。Aは当該横領行為の発覚を防ぐため、横領口座に係る残高証明書や預金通帳のコピーを偽造してYらに提示したり、監査対象となった計算書類とは異なる内容の計算書類を組合大会に提出するなどの隠蔽工作を行っていた。

本判決は、Yの監査契約上の債務不履行を認める一方で、不正行為を防止できなかったことについては原告にも責任があるとして7割の過失相殺を認め、原告の請求を一部認容している。

2 争点及び裁判所の判断

本判決の争点は、(1)Yらに監査契約上の債務不履行があったか、(2)Yらに債務不履行があったとして、原告の損害との因果関係があるか、(3)原告の請求は信義則に違反するか、(4)原告が請求できる損害額はいくらか（過失相殺）の4つである。

これらの争点に関して裁判所は以下のように判断している。

(1)債務不履行について

会計監査は不正・誤謬の発見を目的とするものではないものの、公認会計士が計算書類の監査を行うに当たっては、計算書類の適正性・適法性を確かめる前提として、不正・誤謬があり得ることを前提として監査を行う必要があり、公認会計士の適正意見は、計算書類に全体として重要な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を得たとの判断を含んでいるというべきである。これは企業の会計監査においても労働組合の会計監査においても等しく妥当する。

「預金の実在性」という監査要点は、正確性が第一に要求される基本的かつ重要な監査要点であり、特段の事情がない限り、少なくとも預金先に対して直接預金残高を確認するか又は預金通帳の原本を実査することは通常実施すべき監査手続として要求されており、このような監査手続を実施することが監査契約上の注意義務の内容をなしているというべきである。

本件においては、原告から監査の依頼がされていた時期は例年組合大会の約2週間前であったことから預金先から残高証明書を直接入手することはほぼ不可能であり、直接預金残高を確認すべき義務を負っていたということはできない。しかし、監査報酬が低額であったことや監査日数に制約があったことを考慮しても、預金通帳の原本を実査できない事情はなく、当該手続によって「預金の実在性」を確かめるべきであった。原告から提示された残高証明書による預金の実在性の確認で足りるとするYの主張については、不正・誤謬があり得ることを念頭に置いて考えれば、原告による残高証明書の偽造という可能性が残るYの実施した手続では、直接確認に代替し得ないことは明らかである。

以上のように、Yらは監査契約上の注意義務として預金通帳の原本を実査すべき義務を負っていたと認められるが、平成2年度から平成9年度までのいずれの会計年度の監査においても預金通帳の原本の実査をしていなかったため、監査契約上の注意義務違反による債務不履行責任が認められる。

(2) 損害との因果関係について

Yらが平成2年度以降の各会計年度の監査において預金通帳の原本を実査していれば、原告の計算書類に記載された預金残高が実在しないことが判明して、Aの横領行為が発覚し、平成3年度以降にAの横領行為によって原告が受けた全ての損害を防止することができたと認められる。したがって、Yの債務不履行と原告の受けた損害との間には因果関係があると認められる。

なお、Yらは、会計監査における注意義務違反から生じる通常の損害は、監査人が表明した適正意見を信頼したことによって被った損害に限られるところ、Yらの作成した監査報告書は原告の組合大会に提出されなかったから、Yらの債務不履行と原告の損害との間には因果関係がないと主張している。しかし、Yらの作成した監査報告書が組合大会に提出されなかったことのみをもってYらの債務不履行と原告の損害との因果関係が否定されると解する余地はなく、Yらの主張は独自の見解といわざるを得ない。

(3) 信義則違反について

原告には損害が発生したことに関して多大な落ち度があるにもかかわらず、Yらに対してのみ損害賠償を請求するのは不当であり、信義則（クリーンハンズの原則）に違反するとYらは主張している。しかし、Yらの主張は過失相殺において考慮され、当事者間の実質的な公平が図られるべき事情であり、原告の請求自体が不当であり信義則に違反すると考えることはできない。

(4) 過失相殺について

原告の内部統制組織は極めて不十分なものであり、とりわけ、Yらの助言に従って早期に複式簿記を採用していれば、Aの不正行為を防止できた可能性が高く、本件の損害が発生・拡大したことについては原告にも相当重大な責任がある。

他方、労働組合に対して企業と同程度の内部統制組織の構築を期待することは

できないことや、Yらは単に預金通帳の原本の実査を怠っていただけでなく、提示された預金通帳のコピーに対応する預金通帳の原本が存在するか否かの確認すら怠っており、その注意義務違反の程度は高いと評価すべきであるから、原告の落ち度を重視し過ぎるのも妥当ではない。

以上の諸事情を総合的に考慮して、全損害額について7割の過失相殺をするのが妥当である。したがって、Yらは、原告に対して約3,000万円を連帯して賠償する責任を負う。

3. 日本債券信用銀行事件

一審 京都地判 平成 15. 9 .24 判時 1863-119
控訴審 大阪高判 平成 16. 5 .25 判時 1863-115

1 事案の概要

本件は、旧日本債券信用銀行（以下「A社」という。）が、平成 10 年 12 月に特別公的管理開始決定を受け、同時に、A社の全株式を預金保険機構の取得とすると決定され、更に株価算定委員会が平成 11 年 6 月同機構の取得したA社の株式の対価を一株当たり 0 円と決定したことから生じた事件である。

控訴人・原告らは、平成 9 年 8 月から同 10 年 3 月までの間にA社の普通株式を取得した者であるが、A社の平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までの会計期間を対象とする第 64 期有価証券報告書（以下「64 期報告書」という。）には、(1)貸出金につき貸倒引当金の過少計上（以下「争点(1)」という。）、(2)A社保有の株式の評価損の不計上（以下「争点(2)」という。）の 2 点に虚偽記載があったと主張したうえ、正しく記載すれば、A社は債務超過に陥っていたと主張し、A社の元頭取 2 名及び経理担当の常務取締役並びにA社の会計監査人であった監査法人に対し、証券取引法（当時）24 条の 4、22 条、21 条 1 項 1 号、3 号に基づき、原告ら各自のA社の株式の取得価格相当の損害賠償を求めた事案である。

裁判所は、一審、控訴審とも原告の請求を否定した。

2 争点と裁判所の判断

争点(1)に関する裁判所の判断は以下のとおりである。

「原告らは、平成 9 年 3 月 31 日の時点で、関連 20 社に対する貸付金は、A社が償却（引当金を計上）したもののほか、少なくとも合計 1,464 億円について、基本通達 9 - 6 - 4 による償却の要件を備えているから、これを償却（引当金の計上。債権償却特別勘定への繰入れの趣旨と解される。）することが義務であった旨主張する。

しかし、・・・平成 9 年 3 月 31 日の時点で、A社の関連 20 社に対する貸付金のうち、A社が償却した部分のほかに、少なくとも 1,464 億円について、基本通達による償却の要件を備えていたことを認めることはできず、他にこれを認めるに足る証拠はない。・・・。

もっとも、原告らは、基本通達 9 - 6 - 4 による償却の要件を備えている債権については、基本通達 9 - 6 - 4 の定める金額によって償却（引当金を計上）することが義務であり、その金額の貸倒引当金を計上しないこと（債権償却特別勘定に繰り入れないこと）が、有価証券報告書に虚偽の記載をすることになる旨主張している。

その趣旨は、基本通達自体によって、債権償却勘定への繰入れが義務付けられるというものではなく、基本通達の要件を満たす債権については、その定める金額の全額について償却をすることが、公正な会計慣行に合致する会計基準であるから、これによる義務があるというものと解される。

商法 285 条の 4 第 2 項は、金銭債権の評価については『取り立ツルコト能ハザル見込額』を控除することを要するとし、企業会計原則も売掛金等の債権の貸借対照

表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見込額を控除したものとされているところ、これらの見込額は公正な会計慣行（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準）によって判断されることになる。そして、その公正な会計慣行に合致する会計基準は、一般的に複数存在することもあり得るのであって、控訴人らの主張する会計基準が、仮に、公正な会計慣行の一つであるといえるとしても、唯一絶対のものであることを認めるに足る証拠はなく、基本通達9-6-4の要件を満たす債権については、全額を償却することが義務であるとまではいえない。」

争点(2)に関する裁判所の判断は以下のとおりである。

「A社は、本件オプション取引の支払オプション料の全額を資産として計上しているところ、原告らもこの点自体は、問題としてない・・・ところである。

また、A社は、64期報告書において、本件株式を簿価で計上し・・・、その根拠について、被告らは、権利行使価格を簿価とする本件オプション取引により、本件株式を簿価で売却する権利を確定的に取得しており、権利行使価格である簿価を正味実現可能額としてこれを時価とすることは低価法に反しないと主張しており、A社は、これも一根拠として上記の会計処理を行ったものと推認することができる。

平成9年3月当時、保有株式の評価基準として低価法を採用している銀行において、ヘッジ目的でオプション取引を行ったときに、ヘッジ対象となる株式の評価をどうするかについて、明確な会計基準は存在していなかった。なお、控訴人らは、ヘッジ会計に従って、ヘッジ対象となる本件株式とプットオプションの双方について時価評価すべきであったかのようにも主張するが、・・・平成9年3月当時、ヘッジ会計はいまだ会計基準となっておらず、むしろ、上記時価評価が採り得なかったことが認められるから、控訴人らの上記は理由がない。」

一方、債券先物取引の場合にはヘッジ取引の会計処理については、米国財務会計基準書第80号及び「債券先物取引の会計処理」のとおり、「低価法を適用するに当たっては、適用する時価を先物契約の変動額により修正し、修正した価額を時価として評価額を算定すべきなどとされている。

債券先物取引の会計処理基準を、ヘッジ目的という点で共通し、平成9年3月当時、明確な会計基準が存在していないヘッジ目的のオプション取引において、類推適用することが公正な会計慣行に合致しないものとは言い難い。

そして、通常先物取引においては、利益が出ても損失が出ても契約を履行する義務を有するのに対し、買建のオプション取引においては、購入者はオプションを行使する権利を有するのみであり、相場の状況が購入者に有利であれば権利を行使し、不利であれば権利を放棄することができるから、債券先物取引の会計処理基準を類推適用する際、『先物契約の変動額』を『オプション行使価額と時価』との差額と読み替えることが一概に不合理であるとはいえない。すなわち、債券先物取引の会計処理基準を類推適用すること、その際、保有株式の時価をオプションの行使価額によって修正した上で算定することが不合理であるとはいえない。

なお、原告らは、支払オプション料を資産計上した上で、本件オプション取引により本件株式の時価を簿価相当額に修正することを認めることは、支払オプション

料相当額ないし時価と簿価との差額を二重計上することになるとも主張する。

しかし、A社は、本件オプション取引によって、本件株式の時価が3,101億円以上に上がった場合にオプション料を放棄しても利益が生じ、他方、本件株式の時価が1,160億円以下に下がった場合にはオプションを行使し、又はオプションを譲渡することで利益を得ることが可能になるという地位を取得したといえる。そして、前記のとおり、平成9年3月当時、ヘッジ会計はいまだ会計基準となっておらず、上場株式の評価に関する会計基準とヘッジ目的のオプション取引に関する会計基準が必ずしも整合していなかったこと・・・からすれば、前記処理を以って直ちに二重計上と評価することはできない。

さらに、控訴人らは、ヘッジ取引開始前に既に発生していた評価損は、ヘッジ取引によりヘッジできないから、本件オプション取引はヘッジ取引でないとも主張するが、本件オプション取引当時に生じていた本件株式の評価損は未実現損失にすぎないから、控訴人らの上記主張も理由がない。

以上によれば、平成9年3月当時において、本件オプション取引に関して、支払オプション料を資産として計上しつつ、他方、保有債券の時価評価を先物契約によって修正された価格によることに準じて、本件株式を本件オプション取引によって簿価で評価することは、当時の会計基準あるいは会計慣行に反しているとまではいえない。」

以上、争点(1)及び(2)とも控訴人・原告らの主張を排斥し、財務諸表の虚偽表示そのものがなかったとしたため、会計監査人の過失の有無は問題とならなかった。

4. 山一証券事件

大阪地判 平成 17. 2. 24 判時 1931-152

1 事案の概要

本件は、平成 6 年から平成 9 年にかけて山一証券株式会社（以下「A 社」という。）の株式を購入し、同社が巨額の簿外損失の発覚により自主廃業したことを受けてそれらを 1 株 1 円で売却した原告が、平成 6 年 3 月期ないし平成 9 年 3 月期の同社の各有価証券報告書の「重要な事項」に「虚偽の記載」がないとの監査証明によって株式購入代金と売却代金の差額相当の損害を被ったなどと主張して、同監査証明を行った監査法人 Y に対し、証券取引法（当時）24 条の 4、22 条 1 項、21 条 1 項 3 号に基づく損害賠償請求を行った事案である。

なお、A 社は、平成 3 年頃までに、相場の下落により多額の含み損を抱えていた顧客の保有する有価証券を取得価格で購入して損失補てんを行うため、当時の連結基準によれば連結対象外となる国内外のダミー会社に顧客の有価証券を引き取らせ、特金勘定の利用によりその資金を捻出するなどして損失の存在を隠すという、いわゆる飛ばしのスキームを実行して、簿外債務の存在を隠蔽していた。

裁判所は、原告の請求を棄却した。

2 争点と裁判所の判断

(1) 「重要な事項」に「虚偽の記載」があるかについて

まず、A 社が損失補填の受け皿として利用していた連結対象外の国内外のダミー会社の法人格は、「専ら上記含み損ある有価証券の顧客からの引取り及びその隠ぺいのために濫用されていた」などとして、当該会社に帰属する資産及び負債は、「すべて A 社に帰属するものとして計上すべき」であったとした。そして、そのような会計処理を採っていなかった本件各有価証券報告書記載の貸借対照表には、「虚偽の記載」があり、本件事情の下では、「この虚偽記載が本件各有価証券報告書の重要な事項に係るものであることは明らかである」とした。

(2) 監査法人 Y の過失について

次に、監査法人 Y の過失に関する一般論として、監査は、不正の発見・摘発を直接の目的とするものではなく、監査人に許される時間的・経済的諸条件の下で、「監査実施準則においても、監査手続の適用は、原則として試査によるとされている」こと、また、入手し得る証拠は、監査人が被監査会社の任意の協力により入手した監査証拠によることが前提とされていることなどを考慮すれば、「監査法人が、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書について・・・通常実施すべき監査手続（監査実施準則二項）を実施し、その過程において、監査人として通常要求される程度の注意義務（職業的監査人としての正当な注意を払う義務）を尽くして監査に当たったにもかかわらず、当該虚偽記載があることを発見するに至らなかった場合には、当該有価証券報告書について記載が虚偽であるものを虚偽でないものとして証明したことについて、当該監査法人に過失があるということ」はできないとした。

そのうえで、監査法人Yの監査手続を検討し、「(ア) 監査法人Yは、本件各有価証券報告書に係る財務諸表の監査に際し、・・・A社から提示を受けた・・・信託銀行における特金口座の運用状況報告書を確認し、信託銀行から特金口座の残高証明書を直接入手するなどの監査手続を実施」しており、本件における諸事情を考慮すれば、特金勘定に関する監査としては、「上記(ア)以上の監査手続を実施すべき必要性はなかった」といえることから、「監査法人Yは、本件各有価証券報告書に係る財務諸表の監査に際し、特金勘定についても、通常実施すべき監査手続を実施していたものと認められる」などとして、原告が問題視していた特金勘定に関する監査を含め、監査法人Yが通常実施すべき監査手続を実施していたことを認めた。

また、飛ばしの一環として利用された国内外のダミー会社が「連結規則5条による連結の範囲に含まれる会社ではなく、監査の対象とはならない」ことや、会社側が「外部からはA社との関係を容易に知り得ない」ダミー会社に「顧客の含み損ある有価証券を引き取らせ、特金勘定を利用してその資金を捻出するなどの仕組みにより、多額の損失の存在を隠ぺい」していたことに照らせば、本件で監査法人Yが「監査人として通常要求される程度の注意義務を尽くしたとしても・・・運用状況報告書の記載からは、NF等5社の存在及びそれらの法人格の独立性がA社との関係において否認されるべきものであることを基礎付ける事情を認識することは不可能であった」として、「監査法人Yは、本件各監査証明をしたことについて過失がなく、原告に対し、本件各有価証券報告書の記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責任を負わない」と判示し、原告の請求を棄却した。

5 . 山一証券事件

大阪地判 平成 18. 3 .20 判時 1951-129

1 事案の概要

本件は、山一証券株式会社（以下「A社」という。）が巨額の簿外損失の発覚により自主廃業したことにより同社の株式が価値を失ったことを受け、同社の株主であった原告らが、平成4年3月期ないし平成9年3月期の同社の有価証券報告書に記載すべき重要な事項の記載が欠けていないとの監査証明によって株式購入代金相当額の損害を被ったなどと主張して、同監査証明を行った監査法人Yに対し、証券取引法（当時）24条の4、22条、21条1項3号に基づく損害賠償請求を行った事案である。

なお、A社は、相場下落により多額の含み損を抱えていた顧客の保有する有価証券を取得価格で購入して損失補填を行うため、当時の連結基準によれば連結対象外となる国内外のペーパーカンパニーに顧客の有価証券を引き取らせ、特金勘定の利用によりその資金を捻出するなどして損失の存在を隠すという、いわゆる飛ばしのスキームを実行して、簿外債務の存在を隠蔽していた。

裁判所は、原告の請求を棄却した。

2 争点と裁判所の判断

(1) 「重要な事項」の記載の欠如について

まず、判決は、外部のペーパーカンパニー等7社に帰属する簿外債務について、「A社が顧客獲得に際して行ったにぎりや、有価証券の含み損を現実化させないために行われた飛ばしに原因があった」ことなどから実質的にA社に帰属するとした上、「A社は、遅くとも平成4年3月期以降、これを引当金（偶発債務損失引当金）として計上すべき」であり、その記載は、「その金額に照らして・・・有価証券報告書に記載すべき重要な事項であったことは当然」として、本件各有価証券報告書には、記載すべき「重要な事項」の記載が欠けていたと認めた。

(2) 監査法人Yの過失について

次に、監査法人Yの過失を判断する前提として、判決は、監査法人Yが負っていた注意義務の内容につき、「企業会計審議会作成による監査基準、監査実施準則等の制定目的及び内容、そして、監査法人YとA社との間で締結された監査契約は証取法193条の2に基づく監査を目的とする準委任契約であると解されること・・・からすると、監査人としては、財務諸表の監査に当たり、善良なる管理者としての注意義務をもって、主として監査基準に基づき通常実施すべき監査手続を実施する義務を負っており、この通常実施すべき監査手続とは、監査実施準則の定めに従い、公正な監査慣行を踏まえ、十分な監査証拠を入手し、財務諸表に対する意見表明の合理的な基礎を得るために必要と認められる手続を中心とすると解するのが相当」と判示し、「会計監査人は・・・強制捜査（検査）権限を持たず、被監査会社からの委託を受け、被監査会社から受け取る報酬から合理的に割り出

される人員及び時間をもって監査手続を実施せざるを得ないこと」や、「A社が監査法人Yに委託したのは法定監査であり、特に不正発見を目的としたものではなかったこと」などから、監査法人Yが「虚偽記載等を発見できなかったことをもって直ちに監査法人Yの過失と捉えるのでは相当」でないとした。

なお、判決は、原告らの「平成3年の監査基準等の改訂により、平成4年3月期の監査からリスク・アプローチが導入され、監査法人YがA社の監査をするに当たっては、虚偽記載等が実行される危険性を十分に踏まえた上、これに対応した監査計画を策定し、実行する必要があった」との主張について、「14年改訂は・・・平成3年12月26日の監査基準等の改訂において上記のとおりリスク・アプローチの考え方を採用したものの、その枠組みが必ずしも明確に示されなかったこともあり、我が国の監査実務に浸透するまでには至っていなかったことから、14年改訂を行ったとの改訂趣旨を明らかにし、リスク・アプローチの意義、リスクの諸概念及び用語法、リスク・アプローチの考え方、リスク評価の位置付け等について詳細な説明を加えた上、リスク・アプローチに関する各種条項を加えた・・・ことが認められ、これからすると、監査基準第二・三及び監査実施準則五は、監査人が監査を実施するに当たっての規範といえるほどの具体性を有していたとはいえ、監査法人Yが厳格な意味でのリスク・アプローチを採用しなかったことをもって直ちに過失があったと捉えることはできない」とした。

また、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第10号「不正及び誤謬」及び同第11号「違法行為」を踏まえた監査手続を実施すべきであったとの原告らの主張についても、「上記2報告書は、いずれも平成9年4月1日以後に開始する事業年度に係る監査に適用されることになるとされており、平成9年3月期までの監査に関する争いである本件には適用されないので、これを監査実務の指針として考えることはできない」とした。

その上で、判決は、本件各監査証明について、監査契約、監査体制、営業特金、現先取引、関連当事者取引等に関する監査手続を検討した結果、監査法人Yは「職業的専門家としての注意義務をもって、監査基準等で定める監査手続等」を行っており、「当時の監査慣行に反した事情も見当たらない」として、監査法人Yの過失を否定した。

6. フットワーク事件

大阪地判 平成 18. 2 .23 判時 1939-149

1 事案の概要

本件は、粉飾決算をしていたフットワークエクスプレス株式会社（以下「A社」という。）に対して債権を有していたフットワークインターナショナル株式会社（以下「B社」という。）が、その債権につき貸倒引当金を計上しなかったことが計算書類の虚偽記載に当たらないと判断された事案である。

B社の株式を取得した者（以下「元株主」という。）が、B社がA社に対して多額の債権を有し、B社の平成11年3月期及び平成12年3月期の各計算書類において貸倒引当金を計上していなかったにもかかわらず、B社の会計監査人である監査法人Yが各事業年度で適正意見を付した監査報告書を発行したことから、その監査報告書に虚偽の記載があったと主張し、その虚偽の記載がなければ、大幅に価値が減少又は無価値となった株式を取得することはなく、株式取得相当額の損害を被ったとして、監査法人Yに対して損害賠償を請求した事案である。元株主は同時に、虚偽の記載があった計算書類を作成又は承認したB社の取締役及び監査役に対しても損害賠償を請求した。

B社は、A社を含む運輸会社7社により設立された会社で、A社はB社とは資本的に親子関係にはないが、有価証券報告書提出会社（非上場）で平成4年12月期から平成11年12月期まで粉飾決算を継続し、平成12年12月期にそれが発覚した。また、監査法人Yは、A社とB社両方の会計監査人（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（当時。以下「監査特例法」という。）2条）に就任していた。

裁判所は、元株主（原告）の請求を棄却した。

2 争点、原告及び被告の主張、裁判所の判断

(1) 各期における計算書類の虚偽記載

争点

平成11年3月期及び平成12年3月期においてB社のA社に対する多額の債権に貸倒引当金を計上しなかったことは、B社の計算書類の虚偽記載に当たるかどうか争点である。

原告及び被告の主張

原告は、貸倒見積額の算出方法にかかわらず、貸倒見積額がないと明らかに認められる場合を除いて会社は貸倒引当金を計上しなければならず、その計上を行っていない計算書類には虚偽記載があったと認められること、また、A社は平成8年12月期以降債務超過の状態、粉飾決算による利益の過大計上を行わなかった場合、債務超過状態となったのみならず回収不能状態となったのであるから、B社のA社に対する債権に対して少なくとも90パーセントの貸倒引当金を計上すべきであると主張した。

一方、被告は、一般に債務超過の会社であっても、会社の存続は単に資産の多寡だけでなく、経営方法や会社を取り巻く環境等に大きく依存することから、債務超過になった時

点で、即、倒産するのではなく、その会社に対する債権が即回収不能ということにならないと主張した。

裁判所の判断

ア．貸倒引当金の計上基準の考え方

商法（当時）上、金銭債権の評価について取立不能のおそれがある時には取立不能見込額を控除することを要すること（第 285 条の 4 第 2 項）、金銭債権について取立不能見込額を控除した額を超えることはできないこと（34 条 3 号）、また、商業帳簿の作成に関しては「公正なる会計慣行」を斟酌すべきである（32 条 2 項）と規定している。

企業会計原則は、企業会計の実務の中で慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められるものを要約したものであって、全ての企業が会計処理に当たって従わなければならない基準であるから、「公正なる会計慣行」に該当し、企業会計原則注 18 からすれば、当該債権を回収できない事態が発生する可能性が高く、かつ回収不能見込額を合理的に見積もることができる場合、取立不能見込額を債権金額から控除することになるといえる。

一方、法人税法においては、多くの大蔵省（現財務省）の通達が出され、これらの通達により税務処理の実務が行われてきたことがうかがえることから、法人税法上の基準（通達を含む。）もまた「公正なる会計慣行」に該当するというべきである。平成 10 年改正前においては、法人税法上、債権償却の特別勘定を設定することが認められており、この勘定を設定した場合、法人は、債務者について債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しが無い場合、一定の割合で貸倒引当金に繰り入れることができるとされていた。この考え方は、平成 10 年以降も承継されていると認められる。

裁判所は、計算書類の虚偽記載の判断基準は、その当時の「公正なる会計慣行」に該当すると判断し、貸倒引当金の計上基準として、企業会計原則と法人税法上の基準が「公正なる会計慣行」に該当するとし、当該債権を回収できない可能性が高く、かつ回収不能見込額を合理的に見積もることができる場合で、その判断に当たり、帳簿価格ではなく資産を時価で再評価して、実質的に判断するという基準によることが相当と判断した。

イ．本事案の判断

裁判所は、A 社での粉飾決算による利益の過大計上がなかったとしても、A 社が有する不動産の含み益を考慮すれば、実質的に資産超過の状態であったというべきであり、B 社の A 社に対する債権に対して貸倒引当金を計上する必要があったということとはできず、各計算書類に虚偽があったということとはできないと判断した。

なお、B 社の取引の主要な部分を A 社との取引が占め、B 社の金融機関からの借入れに A 社が物上保証し、B 社の役員は A 社の元従業員及び元役員が占めている状況から、B 社は A 社の被支配会社で、事実上一体運営されていたとする原告の主張に対し、裁判所は、粉飾決算を行ったのはあくまでも A 社であって B 社と同一視できないこと、また、

B社の役員であった被告がA社の粉飾決算を知っていたとしても、本件処理をすべきかどうかは客観的に判断すべきものであると示した。

(2)各期における監査法人Yの監査報告書の虚偽記載

争点

平成11年3月期及び平成12年3月期にB社の計算書類の虚偽記載があった場合に、この計算書類に対する監査法人Yの監査報告書において、B社の財務諸表は経営成績を適正に表示している旨の記載は虚偽に当たり監査特例法10条による責任を負うかが争点である。

原告及び被告の主張

原告は、B社の計算書類が虚偽である以上、監査報告書において重要な事項について虚偽の記載をしたもので、監査特例法10条により、監査法人Yが原告に対して損害賠償責任を負うと主張した。

一方、監査法人Yの主張は、各期の虚偽記載があったことを争うほか、監査特例法10条による責任を負わないことに関する主張は以下のとおりである。

- 一般の監査法人としての知識能力を基準として、監査法人Yの監査担当者が任務を怠ったかどうかを検討すべきである。
- B社の会計監査人である監査法人Yの監査担当者がたまたま知っていた事実、すなわち、A社において利益の過大計上という粉飾決算の事実を根拠に、任務懈怠があったと判断すべきではない。
- 監査法人Yは、A社の財務内容等について公表された有価証券報告書の範囲内の事実でしか知ることはできず、その範囲内で貸倒見積額を計上すべきか否か又は貸倒見積額をどの程度控除すべきかを判断したらよい。
- 公表されたA社の有価証券報告書を元に、B社のA社に対する債権が取立不能又は取立不能のおそれがないと判断し、監査法人Yが財務諸表は経営成績を適正に表示している旨の監査報告書を作成したとしても、会計監査人としての任務懈怠に当たらない。

裁判所の判断

裁判所は、前記(1)に記載のとおり、各期の計算書類に虚偽記載があるといえないことから、監査報告書に虚偽記載があったとはいえない、また、監査法人YはA社の粉飾決算に関与したが、会計監査人の守秘義務に照らせば、A社が粉飾決算を行っていることを前提にしてB社の監査を実施できないというべきであると判断した。

7. 福徳銀行・なにわ銀行事件（なみはや銀行事件）

東京地判 平成 18. 9. 27 資料版 275-241

1 事案の概要

原告（先物取引に関する売買業務等を行う株式会社）は、監査法人 Y が会計監査をしていた株式会社福徳銀行（以下「A 銀行」という。）及び株式会社なにわ銀行（以下「B 銀行」という。）の各平成 10 年 3 月期の有価証券報告書において無限定適正意見が付されていたことに基づき、同年 9 月に A 銀行の株式を同行の株主から購入し、同年 12 月に A 銀行及び B 銀行が同年 10 月に特定合併（注）したことにより設立された株式会社なみはや銀行（以下「C 銀行」という。）からも同行が増資のために新たに発行した株式の割当てを受け、これを購入した。

このことについて、原告は、C 銀行が平成 11 年 8 月 7 日に当時の金融再生委員会から破綻認定がされたことにより原告の有する株式が無価値となったことを前提に、上記各有価証券報告書における無限定適正意見は虚偽であり、無限定適正意見が付されていなければ原告は上記株式を購入しなかったと主張して、監査法人 Y に対し、A 銀行の株式については証券取引法（当時）24 条の 4 に基づき、C 銀行の株式については民法 709 条所定の不法行為に基づき、損害賠償等の支払を求めた。

裁判所は原告の請求を棄却した。これに対し原告は控訴せず、判決は確定している。

（注）特定合併・・経営不振銀行を合併によって健全化するため、銀行の不良債権を預金保険機構が買い取った上で合併させる制度

2 争点及び裁判所の判断

争点は、(1)平成 10 年 3 月期の A 銀行及び B 銀行の有価証券報告書における監査法人 Y による無限定適正意見が虚偽記載に当たるか否か、(2)有価証券報告書に虚偽の記載があることと損害発生との間の因果関係の有無、(3)有価証券報告書に虚偽記載があるのに無限定適正意見を付したことに関する監査法人 Y の故意又は過失の有無、(4)損害額の 4 点である。

判決では、争点(1)の平成 10 年 3 月期の A 銀行及び B 銀行の有価証券報告書における監査法人 Y による無限定適正意見が虚偽記載に当たるか否かについては、「有価証券報告書の重要な部分に関する『虚偽』とは、事実と反する記載をいうものである。ところで、原告が虚偽であると指摘するのは・・・貸倒引当金に関する記載が適正であるという部分」であるとした上で、「監査法人 Y の付した上記意見については、上記報告書中に計上された貸倒引当金の額が、公正な会計慣行を斟酌し、法令に定められた方法により算出及び記載されるべきものに反しているにもかかわらず、これを適正とした場合にはじめて、事実と反し、上記『虚偽』となる」と判断した。

その上で、平成 10 年 3 月期当時における貸倒引当金の計上の基準と計上の適否を判断し、「公正な会計慣行とは、『公正な』、すなわち商法や証券取引法の目的である、会社の利害関係人や投資者を保護するために会社の財産状態を適正に表示するのに適する性質を有するべきものではあるが、それが『会計慣行』、すなわち会計方法に関する事実たる慣習（民法 92 条参照）

として、現に行われていることを要することからすると、上記法令のみならず税法等の関連法令やそれらに基づく行政庁の指導等を総合考慮した上で、当該銀行が支障なく実行し得る内容のものであることを要するのであり、上記関係法令等の制約により、純粋な会計学的意味における公正さを完全には満足し得ない場合もあると考えられる。」とした。

その上で、銀行の平成 10 年 3 月期における有価証券報告書中、貸倒引当金の計上について、現行法とは異なっていたとし、両行としては、「税法基準を満たす貸倒引当金を計上すれば足りるところ、両行ともにこれを上回る金額を計上したことは明らかであるから、これを適正とした監査法人 Y の意見は『虚偽』に該当しない」として、原告の請求を棄却している。

「監査法人 Y が平成 10 年 3 月期の A 銀行及び B 銀行の監査報告書に無限定適正意見を付したことが虚偽記載に当たるとは認められないから（争点(1)）証券取引法 24 条の 4 に関しては『虚偽』の要件を充たさず、民法 709 条の不法行為に関しては監査法人 Y の行為が注意義務違反であるとはいえないのであって、過失行為がないから、その余の争点について判断するまでもなく、原告の証券取引法 24 条の 4 に基づく請求及び不法行為に基づく請求には理由がないこととなる。」

争点の(2)の有価証券報告書に虚偽の記載があることと損害発生との間の因果関係の有無については「なお、付言するに、仮に上記虚偽記載があったとしても、これと原告の損害との因果関係については、これを認めるに足りる証拠がないといわざるを得ない。」としている。

すなわち、「原告の損害は、C 銀行が破綻してその株式が無価値になったものであるところ、同行の破綻の原因は必ずしも明らかでなく、むしろ同行は合併後少なくとも半年間は問題なく運営され、業績も若干ではあるが伸びており、株価も原告の取得価額前後で推移していたのであるから、それまでの時点において破綻の原因が既に生じていたと断ずるのは困難であり、少なくとも同行の破綻の直接の原因は、結果的に無罪に終わった商法違反被疑事件によって A 銀行の元役員らが逮捕されたことから、C 銀行に対する信用不安が生じ、預金の払戻しが増加し、株価も急落したことによるものと見るのが妥当である。」としている。

8 . 足利銀行事件

宇都宮地判 平成 18.12.7 資料版 275-261

1 事案の概要

本件は、株式会社あしぎんフィナンシャルグループ（以下「A銀行」という。）の株主であった原告らが、株式会社足利銀行（以下「B銀行」という。）の監査を行っていた監査法人Yに対し、Yには平成15年9月期中間決算の監査において繰延税金資産の計上を否認したことに伴う注意義務違反があり、仮にそうでないとしても、平成15年3月期決算の監査において、償却、引当不足額を見落としした注意義務違反があり、これにより、B銀行が預金保険法102条1項3号の措置（以下「3号措置」という。）を講ずる必要がある旨の認定を受け、ひいては、預金保険機構によるB銀行株式の強制取得を招き、原告ら所有のA銀行の株券を無価値化させたとして民法709条に基づき、株式（ただしB銀行株式）購入額及びこれに対する、それぞれ訴状送達の日の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金につき損害賠償を請求した事案である。

裁判所は、原告の請求を棄却した。

2 争点と裁判所の判断

争点は、(1)平成15年9月期中間決算についての監査法人Yの注意義務違反及び損害との因果関係、(2)平成15年3月期決算についての監査法人Yの注意義務違反及び損害との因果関係（予備的主張）(3)損害の3点である。

裁判所は、「B銀行の3月期決算では、繰延税金資産として1,387億円余が計上され、資産超過であったにもかかわらず、9月期中間決算では、747億円の貸倒引当金が追加計上され、繰延税金資産がまったく認められず、結局1,023億円の債務超過となったことについて、原告らが監査法人Yの監査の姿勢ないし方法に問題があったのではないかと疑念を抱き、提訴に至ったものと窺える。原告らがそのような疑念を持つこと自体は理解できないわけでもないが、不法行為として損害賠償を求める以上、原告らにおいて、<1>9月期中間決算あるいは3月期決算に対する監査法人Yの監査に具体的に過失があったことを主張及び立証するとともに、<2>同過失といわゆるB銀行の破綻に伴う損害との因果関係について、同決算が誤りであることを含めて、具体的に主張及び立証する必要がある。ところが、本件において、上記<2>の主張及び立証がそもそも欠けていることは上記1及び2に説示のとおりである。したがって、9月期中間決算あるいは3月期決算の監査において、監査法人Yに不法行為があったものと認めることはできないといわざるをえない」として請求を棄却している。

判決によれば、争点(1)の平成15年9月期中間決算について監査法人Yの注意義務違反及び損害額との因果関係については、「原告らは、監査法人Yの注意義務違反がなければ、747億円全額の追加引当は必要ないと判断に至るはずであると、その前提として、B銀行が747億円の貸倒引当金を追加計上した会計処理が誤りであったと主張する。そしてB銀行の上記会計処理が誤りであった点については、本件では3月期決算において会計監査と金融庁検査の結果が異なる以上いずれかが誤りであり、監査法人Yは会計監査の方が適正であると主張するので

あるから、金融庁検査結果とこれを反映して行われた追加計上は誤りであることを自白し、あるいは争っていないこととなり、原告らにおいて立証する必要はないとする。」しかし、会計監査と金融庁検査は、

「(ア) 会計監査は、商法や証券取引法に基づき財務書類の適正性の確保や投資家保護等を目的として、銀行を含む対象企業の共通の制度として、決算確定のために行われるものであり、決算確定前に作業を終了するという時間的制約があるほか、投入する人員、日数、抽出するサンプル数が金融庁検査と比べて少ない傾向がある。他方、金融庁検査は、銀行法に基づき信用秩序の維持や預金者保護等の一定の政策目的達成のため、銀行の高い公共性を踏まえて、財務の健全性の確保等の観点から、対象行の決算確定後、事後的に検証を行うものであり、決算作業期に左右されずに、状況に応じて長期の検証も行われうるものである。そして、このように、会計監査と金融庁検査とは、その趣旨や目的、実施時期等が異なるから、共通の会計基準に則って行われても、結果に違いが生じ得るものであり、金融庁においても、格差の縮小が望まれるとしながら、一定の格差が生じていることを前提として、主要行につき、会計監査を経た自己査定と、金融庁検査との結果の格差の集計を行っているところでもある」こと、

「(イ) また、そもそも、会計監査は、対象企業が作成した財務書類に対して、二次的に、適法か否かの意見を表明するものであるから、適正とされる金額には相当の幅があるというべきであり、会計上適正な計上額が一義的に決定されるものではない」こと、

「(ウ) したがって、会計監査と金融庁検査とは結果に相当の格差が生じ得るものであり、前者と後者の結果が異なることのみから直ちに、いずれかが誤りであるという関係にあるものと認めることはできない。

ウ そうすると、監査法人Yが、3月期決算における監査法人Yの会計監査が適正であったと主張していることをもって、これと異なる同決算についての金融庁検査結果及びこれを反映した9月期中間決算におけるB銀行の会計処理が誤りであったことを自白し、あるいは争っていないものと解する余地はなく、上記金融庁検査結果及びB銀行の会計処理が誤りであったことについては、原告らが主張立証責任を負うというべきである」ところ、「上記金融庁検査結果及びB銀行の会計処理が誤りであったことについては、これを認めるに足りる証拠はない。したがって、B銀行の会計処理が誤りであったと認められるならば、監査法人Yが注意義務を尽くせばその会計処理を容認しなかったことが推定されると解する余地はあるものの、B銀行の会計処理が誤りであったことが認められない以上、監査法人Yの注意義務違反と監査法人YがB銀行の会計処理を容認したこととの間に、そもそも条件関係すら認めることはできない。

(3) また、B銀行が債務超過の24条報告をしたことと、3号措置を講ずる旨の認定がされたこととの関係についてみても、そもそも3号措置の認定は、当該金融機関について、預金保険法102条1項本文所定の「各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれ」(以下「システミックリスク」という。)がある旨を内閣総理大臣が認定した上で、金融危機対応会議の議を経て行われるものである。そして、システミックリスクの要件は、その文言からして極めて抽象度の高いものであり、金融危機対応のための各措置の発動又は非発動の決定が極めて政治性の高い判断行為であることに照らし、その解釈及び認定については、内閣総理大臣による政

策的、裁量的判断が大きく認められるものであり、債務超過の報告をした金融機関についてすべからく3号措置の認定がされるというものではないことは明らかである。したがって、B銀行が債務超過の24条報告をしたことと、3号措置を講ずる旨の認定がされたこととの間に、相当因果関係があるということとはできない。(4)以上によれば、9月期中間決算についての監査法人Yの注意義務違反をいう原告らの主張は、その余の点を検討するまでもなく、本件株式の無価値化との因果関係が認められず、理由がないことに帰する。」

争点(2)の平成15年3月期決算についての監査法人Yの注意義務違反及び損害額との因果関係については、「原告らは、3月期決算の会計監査において、監査法人Yに、償却、引当金の不足を指摘しないという注意義務違反があり、これにより、B銀行が、金融庁検査までの間に自己資本比率を引き上げる対策を講じることができず、債務超過の24条報告をし、3号措置がとられて、本件株式の無価値化が生じたと主張する。そして、監査法人Yに上記注意義務違反があったことを基礎づける事実として、3月期決算の償却、引当不足はないとの判断が誤りであったことを主張しながら、この判断の誤りについては、監査法人Yが金融庁検査の判断に誤りがないと主張している以上、会計監査が誤りであることを自白し、あるいは争っていないことになるため、原告らにおいて立証する必要はないとする。」しかし、「監査法人Yは、金融庁検査結果に誤りがなかったと主張しているものではないし」、「会計監査と金融庁検査とは、両者の結果が異なることのみから直ちに、いずれかが誤りであるという関係にあるものとはいえないから、監査法人Yが、金融庁検査に誤りがなかったと主張しているとしても、会計監査が誤りであったことを自白し、あるいは争っていないということとはできず、会計監査に誤りがあったことについては、原告らが主張立証責任を負うというべきである。しかしながら、3月期決算における監査法人Yの会計監査に誤りがあったことについては、これを認めるに足りる証拠はないから、その余の点を検討するまでもなく、3月期決算における監査法人Yの注意義務違反をいう原告らの主張は理由がないことに帰する。(2)また、注意義務違反と本件株式の無価値化との間に相当因果関係が認められるかについても、原告らの主張自体、仮定的かつ抽象的な事象の発生を前提とするものであって、両者の間には、条件関係する(原文ママ)認めることができない」としている。(下線は引用者)

9. 足利銀行事件

宇都宮地判 平成 23.12.21 判時 2140-88

1 事案の概要

本事案は、株式会社足利銀行（以下「A銀行」という。）の増資（平成 11 年及び平成 14 年に実施）に応じて株式を取得した原告が、A銀行が破綻し、平成 15 年にA銀行の全株式が預金保険機構に強制取得されたため、取得した株式が無価値になったとして、A銀行に対し、株式発行前に作成された有価証券報告書等（平成 11 年 3 月期の有価証券報告書及び平成 13 年 9 月期の半期報告書）の重要な事項に虚偽の記載があったために、証券取引法（当時）24 条の 4、24 条の 5 第 5 項、又は 23 条の 12 第 5 項、22 条、21 条 1 項 1 号、18 条、17 条又は民法 709 条の不法行為に基づき、株式取得相当額の損害賠償請求を行うとともに、右有価証券報告書等を監査し、適正意見を表明した監査法人 Y 及び公認会計士に対し、証券取引法（当時）24 条の 4、24 条の 5 第 5 項、22 条、21 条 1 項 3 号又は不法行為に基づき、各損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事例である。

これに対し裁判所は、原告の請求をいずれも棄却した。

2 争点及び裁判所の判断

争点は、次の 3 項目に要約される。すなわち、(1)虚偽記載の判断基準、(2)貸倒引当金過少計上の有無（平成 11 年 3 月期及び平成 13 年 9 月期）、(3)繰延税金資産過大計上の有無（平成 11 年 3 月期及び平成 13 年 9 月期）の 3 点である。

(1)虚偽記載の判断基準

本件で虚偽記載に該当するかどうか問題となった貸倒引当金については、旧商法 285 条の 4 第 2 項が、金銭債権の評価について、取立不能の虞あるときは不能見込額の控除が必要と規定されていたが、「取立不能のおそれの有無やその取立不能見込額の算定方法について、具体的にどのような基準によって判断されるべきかに関しては、商法その他の法令に明示的な規定は存在」していなかった。同様に、繰延税金資産の計上額について、具体的にどのような基準によって判断されるべきかに関しても、商法その他の法令に明示的な規定は存在していなかった。

そこで、これらの判断基準については、総則規定である旧商法 32 条 2 項が規定する「公正なる会計慣行」を斟酌して決めることになる。この「『公正なる会計慣行』とは、・・・一般に妥当かつ合理的と認められ、広く会計上の習わしとして、相当の期間繰り返して行われてきた会計処理に関する具体的基準ないし処理方法を指すものと解すべきである」こと、さらに、「『公正なる会計慣行』は複数存在することがあり得ると考えられるから、それに従わなければ違法になる『公正なる会計慣行』は、唯一のものでなくてはならないと解するのが相当である。そして、従前の慣行と抵触する新たな慣行が成立した場合、新たな慣行が『唯一』のものといえるためには、その抵触する従前の慣行に従った会計処理を確定的に廃止し、例外的な取扱いを許容しないことが一義的に明確であることが条件の一つとして必要である。」

したがって、「そうした一義的明確性に欠けるもの・・・は、唯一の会計慣行には未だなっていないものと解するのが相当」とされた。

(2)貸倒引当金過少計上の有無

貸倒引当金の会計処理については、当時（平成9年）は、いわゆる税法基準で行うのが一般的であった。その後、平成9年に出された資産査定通達において、初めて債務者区分に応じて貸出金を分類し、その分類に応じて貸倒引当金を計上するという自己査定制度が導入されることとなった。しかしながら、「実質破綻先」と「破綻懸念先」の具体的適用の違いの例にもあるように、必ずしも明確とは言い難くその内容において「全体として、定性的かつガイドライン的なものでしかなかったといわざるを得ず、特に支援先等に対する貸出金の査定に関しては、幅のある解釈の余地を含んだものであり、新たな基準として直ちに適用するには明確性に乏しく、平成11年3月期決算に先立って平成10年12月に金融検査マニュアル中間とりまとめが公表されたことを踏まえても、従来の税法基準下における解釈に基づく会計処理を排除して厳格に資産査定通達に従うべきことも明確であったとはいえ、過渡的な状況にあったといえるから、支援先等に対する貸出金について、これまで『公正なる会計慣行』として行われていた税法基準の解釈によって行うことも許容されていたというべきである」と述べられ、すなわち、銀行が支援する先についてはその支援を含めて判定する従来の税法審査下の解釈による査定も許されているとされた。「したがって、平成11年3月期において、資産査定通達に従うことが『唯一』の『公正なる会計慣行』であったとは認められない」と判断された。平成13年9月期においても同様の判断であった。

(3)繰延税金資産過大計上の有無

当時（平成11年3月期、平成13年9月期）の繰延税金資産の計上に関する「公正なる会計慣行」になっていたのは、税効果会計に係る会計基準及び税効果会計実務指針であり、税効果会計に関するQ & A、中間Q & A、事務ガイドライン及び信用リスク検査用マニュアルは、「公正なる会計慣行」にはなっていなかった。

平成11年3月期末及び平成13年9月期末の繰延税金資産の計上額はそれぞれ自己資本の約1.8倍、約1.4倍に相当するものであったが、そのときに「公表されていた各基準のうち、税効果会計実務指針によれば、繰延税金資産は、その回収可能性が認められる限りにおいて計上することが許容されていたのであって、その計上額について自己資本との対比で何らかの制限を設ける基準が存在していたとは認められないから、上記事実のみをもって、A銀行が繰延税金資産を計上することが許されない財務状態であったと認めることはできない」と判断された。

なお、平成15年9月期において、A銀行が計上した繰延税金資産は、監査法人Yにより全額否認されるに至ったが、これは、平成15年9月期においては平成13年9月期と異なり、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」（日本公認会計士協会）により「繰延税金資産の回収可能性の判断を厳格に実施するよう求められていたこと、同期のA銀行の自己資本比率は、繰延税金資産の計上を前提とした場合でも1パーセントを下回っ

ていた上、増資による自己資本の増強も予定されていなかったこと等の事情によれば、平成 13 年 9 月期について、平成 15 年 9 月期と同様に繰延税金資産の計上が許されない状況にあった」とは認められなかった。

(4)結論

以上より、A 銀行の平成 11 年 3 月期有価証券報告書及び平成 13 年 9 月期半期報告書に関する貸倒引当金並びに繰延税金資産の計上額について、当時の公正な会計慣行に照らし、それぞれ過少計上又は過大計上はないとして、財務諸表の虚偽表示そのものがなかったという判断により、監査人の過失の有無は問題とならなかった。

10. 日本長期信用銀行事件

大阪地判 平成 19.4.13 判時 1994-94

1 事案の概要

本件は、平成 9 年 9 月 30 日以降に日本長期信用銀行（以下「A 銀行」という。）の株式を購入した原告らが、A 銀行の当時の役員らと並んで A 銀行の監査をした監査法人 Y に対し、平成 9 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間を対象とする半期報告書（以下「本件半期報告書」という。）の中間財務諸表について、債権償却特別勘定への繰入額を過少に算定し、同繰入額を含む貸倒引当金の金額を過少に記載し、監査法人 Y が本件半期報告書につき有用な会計情報を表示しているものと認める旨の監査証明を行っていたところ、その後、貸倒引当金の計上不足が明らかになり、A 銀行の株価が低下し、更には国有化されて株価が 0 円と決定されたために、原告らが主位的には株式の購入価格と処分額との差額分、予備的には購入価格と購入当時粉飾がなければ形成されていたであろう価格との差額分の損害を被ったとして監査法人 Y については証券取引法（当時）24 条の 5 第 5 項、22 条、21 条 1 項 3 号に基づき損害賠償等を請求した事案である。

裁判所は、原告の請求を棄却した。

2 争点と裁判所の判断

監査法人に係る争点は以下のとおりである。

- (1) 商法 285 条の 4 第 2 項を本件中間期当時の公正なる会計慣行を斟酌して解釈したところに照らして、A 銀行の本件関連親密先（以下「A 銀行の関連ノンバンク等」という。）に対する貸出債権につき、いかなる会計基準で債権償却特別勘定への繰入額を算定すべきであったか。
- (2) (1)の会計基準を用いた場合、A 銀行の関連ノンバンク等に対する貸出債権につき、本件財務諸表の債権償却特別勘定への繰入額及びそれに基づいて記載された貸倒引当金の記載が虚偽であったといえるか。
- (3) 監査法人 Y につき、監査証明をしたことについて故意又は過失がなかったといえるか（証券取引法（当時）24 条の 5 第 5 項、22 条 1 項 2 号、21 条 2 項 2 号・1 項 3 号）

まず、本件においては、本件半期報告書財務諸表の債権償却特別勘定への繰入額及びそれに基づく貸倒引当金の記載が虚偽であったといえるかどうか（争点(2)）の前提として、本件中間期当時の公正なる会計慣行を斟酌して解釈した場合、A 銀行の関連ノンバンク等に対する貸出債権につき、いかなる会計基準で債権償却特別勘定への繰入額を算定すべきであったか（争点(1)）という点が重要な問題であった。

この争点(1)について、裁判所は、本件中間期当時に公正なる会計慣行とされていたのは、いわゆる税法基準に基づく会計処理であったと認められるとした。

すなわち、銀行の貸出金については原則として大蔵省（現財務省）検査による分類と査定された貸出金について、無税による償却・引当の義務を負うこと、及びノンバンク等向けの貸

出金に対する償却・引当金については、銀行が関連ノンバンク等に対する支援を継続する限り償却・引当を不要とすることが決算経理基準を補充する一般的な会計慣行となっていたものであり、本件当時、商法 32 条 2 項を介し「公正なる会計慣行」として法規としての効力を取得するに至っていたものというべきであると判示した。

また、本件当時、税法基準による会計処理が一般的であり、貸倒引当金の計上については、税法上認められている限度を超えて無税償却したり、有税償却を行うような慣行があったものとは認められず、原告らの主張する平成 9 年 7 月 31 日改正後の新決算経理基準（自己査定基準。本件中間期におけるその適用はない。）が当時の「公正なる会計慣行」であったことを認めることはできないとし、また、平成 10 年 3 月期から実施されるべき資産査定通達（平成 9 年 3 月 5 日付け 蔵検第 104 号「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」）や 4 号実務指針（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」）の考え方を取り込むという慣行も確立していなかったとした。

この判断の前提として、会計慣行とは、一般的に広く会計上の習わしとして、相当の期間繰り返し行われてきた会計処理に関する具体的基準ないし処理方法をいうものと解すべきところであり、「『公正なる会計慣行』といえるためには、一般的に広く会計上の習わしとされていて（一般性）、相当の時間繰り返して行われていること（反復継続性）が必要であると解すべきである。なぜなら、一般性を有していなければ、会計基準として、そもそも適切なものとはいい難い特殊な基準としか評価できないし、反復継続性がなければ、慣行としての規範性を有するとはいえないからである」と判示している。

その上で、企業会計の技術性や多様性に照らし、関係法令や通達の改変に伴い、その内容が実務の運用動向に応じて変化し、発展して行くことが前提とされていることは明らかであり、時と共に異なりうるものであることも明らかであり、会計基準の合理性は、経済活動の発展によっても、変化していくものであるから事後的に会計基準の妥当性を評価するのではなく、あくまでも本件中間期に広く採用されていた会計基準の妥当性が判断されるべきであり、したがって、原告らの主張する新決算経理基準が本件当時、「公正なる会計慣行」として斟酌されるべきものかどうかは、それがその当時、唯一絶対の会計基準とまではいえないまでも、少なくとも、他の会計基準に比較して、会計「慣行」として確立したものであり、それが適正であったことが立証される必要があるとして、原告の主張を認めなかった。

本判決は、このような前提のもと、本中間期においては、A 銀行は関連ノンバンク等に支援を行う体力は十分にあり、このように支援が継続している場合は、当時の税法基準においては、債権償却特別勘定への繰入れによって損金として処理すること（無税償却）が認められる場合には該当せず、したがって本件半期報告書において関連親密先（これら関連ノンバンク等）に対する貸付債権について貸倒引当金を計上しなかったことは当時の会計慣行であった税法基準に適うものであって、虚偽の記載であるとは認められないとした。（争点(2)）

さらに、税法基準により、支援先については、原則として償却の対象外とするのが当時の会計慣行であった。そのような運用が、結果的に不良債権処理の足かせとなったとしても、この当時の会計慣行が不適切だったと法的に評価することまではできない。行為規範の遵守につき、

事後的な規範によって判断することはできないからであるとも判示した。

なお、監査証明の対象となる本件半期報告書の間接財務諸表自体に、追加情報として「銀行業の決算経理基準が平成9年7月31日に改正され、当事業年度末決算から適用されることに伴い、当事業年度末決算においては、資産の自己査定結果を踏まえた新たな償却及び引当金の計上基準を定め、その基準に基づき貸出金償却及び貸倒引当金を計上することになりました。この結果、当事業年度末決算においては多額の貸倒引当金繰入等が見込まれます。」と記載していたことに関し、原告が、監査法人は中間財務諸表の項目の金額の妥当性について、監査責任を負うものであり、当該注記が粉飾の問題を何ら是正するものではないと主張した。

これに対し、裁判所は、中間期決算の性格からすれば、中間財務諸表は、一般投資家に対し、必ずしも確定的な数字を呈示しなくても、有益な会計情報を提供していればよいとした。

すなわち、虚偽記載か否かは、単に数字の相違だけではなく、それが重要な事項であり、一般投資家の誤解をもたらさないものか否かで判断すべきところ、平成10年3月期には、自己査定制度の導入により、従来より多額の有税引当を行うことになるべきことが確定的であった一方、どれほどの貸倒引当金が積み増しされるかは必ずしも明確ではなかったことから、年度末決算に多額の貸倒引当金を繰入れするとの注記があれば、一般投資家であれば、年度末決算に多額の貸倒引当金の計上が行われることが想定できるのであるから、誤解をもたらすとまではいえないと判示した。

以上のように、財務諸表に虚偽表示はないと判断されたため、A銀行の本件半期報告書における虚偽事実の記載を前提とする原告らの主張には、そもそも理由がないとして、監査の妥当性についての争点は判断が示されなかった（争点(3)）。

11. I 社事件

東京地判 平成 19. 4. 26 ウエストロー・ジャパン 2007WLJPCA04268005

1 事案の概要

本件は、原告が、株式会社 Y 1（以下、「Y 1 社」という。）の株式購入（その後売却処分している。）の際、Y 1 社の有価証券報告書に虚偽の記載があり、かつ、監査法人 Y 2 は同虚偽の事実を知りながら訂正等の指導をせず、適正であると承認しているとして、不法行為に基づき、Y 1 社らに対し、株式購入額と転売額の差額の損害賠償を求め、更に Y 1 社らに対し、それぞれ虚偽記載の経緯等の情報開示を求めた事案である。

裁判所は、原告の請求をいずれも否定した。

2 争点と裁判所の結論

(1) 原告主張の事実につき情報開示義務があるか否か

「原告は、情報開示は Y 1 社の株式購入を検討する一般投資家並びに現在の株主等の社会的利益であり、一般投資家並びに株主はそれを知る権利があり、Y 1 社は自ら不法行為の事実を公表する義務を負うほか、Y 1 社は、東証開示規則の第 2 章・会社情報の適時開示等、第 2 条に基づき情報開示義務を負うものと主張する。」

「しかし、Y 1 社らが原告に開示しなければならぬ義務の根拠はいずれも東証との関係における努力義務ないし訓示規定にとどまり、原告に対する法的義務の根拠とはなりえない。したがって、その余の事実を認定判断するまでもなく、原告の Y 1 社らに対する各情報開示請求は理由がない。」

(2) 虚偽記載と損害との因果関係の有無

「原告は、Y 1 社の株式を購入する際、Y 1 社の有価証券報告書の記載内容を信用して株式を購入したが、株式取得の際の判断材料である有価証券報告書に虚偽の記載があって、事実が隠蔽されて正しい判断ができない状態の下で本件株式を合計 387 万 5000 円で取得し、平成 18 年 9 月 29 日、本件株式を 1 株あたり 4000 円で処分した結果、購入価格から処分価格の差額である 347 万 5000 円の損害を被ったものと主張している。」

「しかしながら、上場されている株式を購入する者は、上場されている会社の業務内容等を判断材料としながら、株式を購入するものであること、株式市場は会社の業務内容等を中心としながらも、様々な要素により、株価が変動するものであり、原告の指摘する Y 1 社の有価証券報告書に虚偽の記載があったとしても、そのことから、原告の指摘する損害が直ちに原告に発生したとは到底認められない。」

(3) 原告主張の有価証券報告書の虚偽記載があるか否か

「また、原告は、Y 1 社は、平成 15 年 3 月期より平成 17 年 3 月期までの 3 期の間、飲食店事業を営んでいたが、一切開示していないこと、Y 1 社は、飲食店事業の会計処理において、平成 16 年 9 月、飲食店事業を株式会社上に 2 億 3809 万 5000 円で営業譲渡し、同時

にキャッシュインしているが、単決（原文ママ）キャッシュフロー計算書の開示がなされていないこと、Y1社は、飲食店事業の営業譲渡について、平成17年3月期決算で財務諸表の損益計算書の中で特別利益として計上しているが、営業権の譲渡には計上していないこと、Y1社は、飲食店事業の営業譲渡益の内訳として、棚卸資産及び固定資産等とするが、約5900万円がたな卸資産の商品・酒類となり、平成17年3月期での売上原価が1320万円であることと比較すると明らかに偽計であることなど粉飾していること、Y1社の飲食店事業は、平成15年3月期の財務諸表に計上されており、平成15年3月以前に経営されているはずであるが、他方、監査法人Y2は、飲食店事業は平成15年11月から平成16年9月までと認定しており、明らかに虚偽であること、固定資産の『建物』の取得計上は、平成15年3月期にはなされなければならないが、固定資産等明細表ではその取得計上がないことなど縷々主張している。」

「しかし、Y1社は、飲食店事業を営業譲渡したことについて連結財務諸表の注記事項『関連当事者との取引』欄に取引金額を誤記したため、平成18年5月23日、訂正報告書を関東財務局長の（原文ママ）提出していること、訂正後の金額と連結キャッシュフロー計算書の記載の差異は、連結キャッシュフロー計算書では正味の現金流入額を明示しているためであるから、その差異は虚偽記載とは認められないこと、Y1社の飲食店事業の譲渡取引が営業権の譲渡に記載されていないのは、飲食事業に係る資産の譲渡取引であるためであって、平成17年3月期有価証券報告書・財務諸表にも明記していること、Y1社が、飲食店を営業していたのは平成15年11月から平成16年9月までであり、Y1社の決算期が毎年3月末日であって2期に跨るが、営業期間としては11か月間に過ぎないため、飲食店事業を有価証券報告書の『事業の内容』には独立のセグメントとして記載していないが、飲食店事業が（原文ママ）売上高等すべてが少額であるため、他の区分と一括して適当な名称を付して記載したものであって、何ら違法ではないこと、Y1社は、飲食店営業の固定資産として、『建物附属設備』6208万8873円及び『工具器具及び備品』916万2193円の記載は、譲渡益の内訳ではなく、譲渡時の簿価であるから、譲渡益は譲渡金額と譲渡資産の簿価合計金額との差額で計算されるものあること（原文ママ）、建物附属設備の取得による増加額の計上は、平成16年3月期の『有形固定資産等明細表』の『建物』勘定の項目の中の『当期増加額1億6867万3000円』の中に含まれていること、建物附属設備の譲渡による減少額の計上は、平成17年3月期の『有形固定資産等明細表』の『建物』勘定の『当期減少額7347万5000円』として記載されていること、Y1社は、平成15年3月期に飲食店の開業準備に着手し、平成15年11月より開業し、その後平成16年9月までの11か月の間、飲食業を営んでいたため、平成15年3月期の有価証券報告書の中で『貯蔵品』の内訳として『酒類』が計上されていることは開業準備のための仕入れであること、飲食店事業に係る固定資産の取得時期は、工事が完了して営業が開始可能な状態であった平成15年10月ないし11月頃であるから、平成16年3月期の有価証券報告書に計上されていること、飲食店の営業は、平成15年11月から平成16年9月までの間であり、固定資産の取得は、平成16年3月期の有価証券報告書に、固定資産の減少は平成17年3月期の有価証券報告書にそれぞれ計上されていること、Y1社は、平成17年3月期において、連結財務諸表を作成していることから、単体キャッ

シュフロー計算書の作成を要求されていないし、平成 17 年 3 月期において連結キャッシュフロー計算書のみを開示する方法は規定に準拠した開示方法であることなど、いずれも原告の指摘する有価証券報告書の記載が虚偽であるとは到底認められない。」

「以上のとおり、原告の Y 1 社らに対する上記不法行為の立証は証拠上認められない。よって、原告の請求は、その余の事実を認定判断するまでもなく、理由がない。」

12. キムラヤ事件

東京地判 平成 19.11.28 判タ 1283-303

1 事案の概要

株式会社キムラヤ（以下、「A社」という。）に対して、その貸借対照表を含む決算資料を参考資料として、シンジケート・ローンを組み、融資を実行した本件原告である銀行ら（以下「銀行ら」という。）は、A社が東京地裁に対して民事再生手続の開始を申し立て、民事再生手続開始決定を受けたことにより、債権の大半が回収できなくなった。そこで、銀行らは、前期決算資料は粉飾決算であるとして、取締役に対して損害賠償を求めたほか、監査報告書も虚偽記載があると主張して、会計監査人であったYについて商法特例法（当時）10条に基づいて損害賠償金等の支払を求めた。

なお、A社は、平成13年に競業他社が近隣に進出したこともあり、平成14年1月期以降は、毎期営業損失を計上することとなり、かかる業績悪化を秘匿するために、平成14年1月期から平成16年1月期まで棚卸資産をそれぞれ過大計上した。その手法は、本来期末時点の実地棚卸数量によって計算されるはずの在庫データに、売上済みの販売数量も上乘せする不正なプログラムを組むことで、過大な数量に基づく決算用在庫データを作成することによっていた。

また、取締役副社長は、平成14年1月期から平成16年1月期まで虚偽の棚卸一覧表を作成していた。

裁判所は、会計監査人Yに対する原告の請求を否定した。

2 争点と裁判所の判断

(1) 監査報告書の虚偽記載について

裁判所は、まず監査報告書に虚偽の記載があるかどうかについて、「A社の平成16年1月期貸借対照表中の勘定科目のうち、商品について、実際には約50億円しかないのに、約90億円がある旨の虚偽の記載があり、この虚偽記載が重要な事項に当たること、これに対し、Yは、A社の会計監査人として監査を行い、監査報告書を作成し、その中で、『貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める』との意見を付した」ので、「Yは、A社の会計監査人として監査報告書に虚偽の記載をしたものであり、かつ、上記虚偽記載が重要な事項に当たることは明らかである」とした。

(2) 注意義務について

次に、注意義務の基準とYが実施した監査手続については、以下のように判示した。

注意義務の基準<監査実施基準>

「企業会計審議会の定めた『監査実施基準』は一般に公正妥当と認められる監査の基準であるから、会計監査人がこれに準拠した監査手続を実施し、その過程において、会計監査人として通常要求される程度の注意義務を尽くした場合には、決算書類に虚偽記載があ

ることを発見するに至らなかったとしても、当該会計監査人は、その職務を行うについて注意を怠らなかったということができ、商法特例法 10 条ただし書の適用により損害賠償責任を免れると解するのが相当である」とした。

注意義務の基準<実務指針>

「日本公認会計士協会は『監査実施基準』を具体化したものとして種々の実務指針を定めて」おり、「上記実務指針は、その内容に照らし、基本的に合理性を有するものと認められるから、会計監査人が日本公認会計士協会の定めた上記の実務指針に準拠して監査を実施した場合には、特段の事情のない限り、企業会計審議会の定めた『監査実施基準』に準拠した監査を実施したということができ、当該会計監査人は、その職務を行うについて注意を怠らなかったものと解される」と、日本公認会計士協会の実務指針を位置付けた。

実施した監査手続について< への当てはめ>

「商品」勘定の監査について、「Yは、A社が経営環境等の固有リスクが高い状況にあり、しかも、A社から帳簿在庫が存在しないとの説明を受けていたため、統制リスクも高いと評価されることを踏まえ、これに適合するように『監査実施基準』の基本原則を具体化した日本公認会計士協会の定めた実務指針に従い、実証手続を通常よりも強化する監査計画を策定したこと、Yは、この監査計画に基づき、『商品』勘定に関して、実地棚卸立会手続とこれを補足する勘定分析手続とからなる実証手続を実施したこと」が認められ、「これらの手続は、『監査実施基準』及び監査委員会報告第 8 号（「立会」について）が要求する手続を充足しているばかりでなく、一般に行われている手続と比べ、<1>実地棚卸立会 4 人日を含め、商品残高確定のためだけに 9 人日を投入した、<2>実地棚卸立会店は 2 店舗であるが、その 2 店舗の在庫高は全社在庫高の 50% 近くに達する、<3>架空商品コードの有無まで検証した、<4>立会時にサンプルとして抽出した商品コードを『棚卸明細書』と突合する作業は精査によって行い、サンプル一つごとに当該立会店舗の『棚卸明細書』記載のすべての商品コードにわたって目を通して、当該サンプルのコード番号が突合箇所以外の箇所がないことを確かめた、という各点が加重された手続である」とことを認定した。なお、Yが試査によって「商品」勘定の監査を実施したことについて、「これは、日本公認会計士協会監査委員会報告第 21 号（十分かつ適切な監査証拠）において、会計監査人の監査対象となる企業では、その規模及び資料の量等からみて、試査によって監査を実施することが原則となっていることに従ったものである」とした。「また、Yは実地棚卸立会の対象店をA社に予告しているが、これは予告監査が会計監査人監査の慣行として定着しているためである」と認定した。さらに、「Yは、実地棚卸在庫と帳簿在庫との突合を行っていないが、これはYがA社の監査開始以降通常実施すべき手続を行ってきたが、A社に徹底的に帳簿在庫を隠されたためにその発見に至らなかったものである」とした。

(3) 経営陣の隠蔽工作について

更に経営陣による隠蔽工作の影響に関しては、「結果的にみると、Yは上記の監査手続によってもA社の粉飾決算を発見するに至らず、前記のとおり虚偽記載のある監査報告書を作成しているが、これは、前示のとおりA社の代表取締役を始めとする経営陣が組織的に、実際には帳簿在庫があるのに、Yに対してはこれがないと虚偽の説明をして隠し、しかも、コンピュータにより棚卸明細書を正規のものと虚偽のものという2種類を作成管理するという巧妙な手段を用いて粉飾決算を行っていたためである。これに、A社で粉飾決算に関与した経営者の一人・・・が、『Yには粉飾の事実は分からなかったであろう』と供述していること等を合わせると、YがA社の決算について粉飾であることを発見できなかったことはやむを得ないというべきである」とした。

(4) 裁判所の判断

以上から裁判所は、「Yは、A社の会計監査人として負う注意義務を尽くしており、その職務を行うについて注意を怠っていないことを証明したといえるから、商法特例法10条ただし書の適用により損害賠償責任を負わない」と判断した。

13. ナナボシ事件（弁護士 町田行人）

大阪地判 平成 20. 4. 18

1 本判決の概要

(1) 事案の概要

株式会社ナナボシ（以下「A社」という。）は、電力会社の火力発電所等の補修・維持関連工事を行うメンテナンス事業、発電所設備、ごみ焼却場設備、石油配管・配水管等の新設据付工事業務を行うプラント事業を主たる事業とする会社であった。監査法人（以下「監査法人Y」という。）は、A社が平成7年4月に大阪証券取引所2部に上場する以前の平成4年10月、A社との間で、商法特例法（当時）及び証券取引法（当時）上の監査契約を締結し、以後平成13年11月に監査契約を合意解除するまでの間、継続的に監査を行い、平成5年3月期から平成13年3月期まで、証券取引法上の監査人として、毎年6月下旬に無限定の適正意見を表明し、商法特例法上の会計監査人として、毎年5月中旬に適法意見を表明した。

A社は、メンテナンス部門の業績低迷により、平成9年3月期決算では15億円を超える最終赤字を計上する事態になった。A社の経営陣は、赤字決算を回避することを目的として、平成10年3月期から平成13年3月期にかけて、主として、和歌山県内の御坊地区に実在する組合名や架空の組合名を用いて、それらの組合からA社が架空の土木工事等を受注したこととし、かつ、これを外注先に発注したこととするという方法を用いて粉飾決算を行った。

このスキームによると、A社の粉飾決算における架空売上の計上は、一旦、工事原価として自己資金を支出し、第三者を経由した上で、売上として自社に環流させるものであった。そのため、架空売上においてA社の利益として計上される金額は、経費として支出した金額に上乗せして資金循環させる必要があり、また、社外の関与者に支払う手数料や消費税などは、A社に環流させる金額とは別にA社において負担する必要があった。

この粉飾決算スキームには、A社の取締役11名のうち代表取締役会長をはじめとする9名、主要な従業員及び6つの外部取引先が関与していた。

その後、平成13年11月に、A社の監査役と監査法人Yの社員が現地調査を行ったことを契機に粉飾が発覚し、A社は、平成13年11月26日、大阪地方裁判所に民事再生手続開始を申し立てて、平成14年12月21日に再生計画に従い解散した。

A社の再生管財人Xは、監査法人Yに対して、監査契約上の注意義務違反の債務不履行があり、これによって、違法配当金相当額1億8,891万円、及び粉飾実行に伴う社外流出金相当額8億3,023万円弱の損害がA社に生じたとして、上記損害金と遅延損害金の支払を求めた。

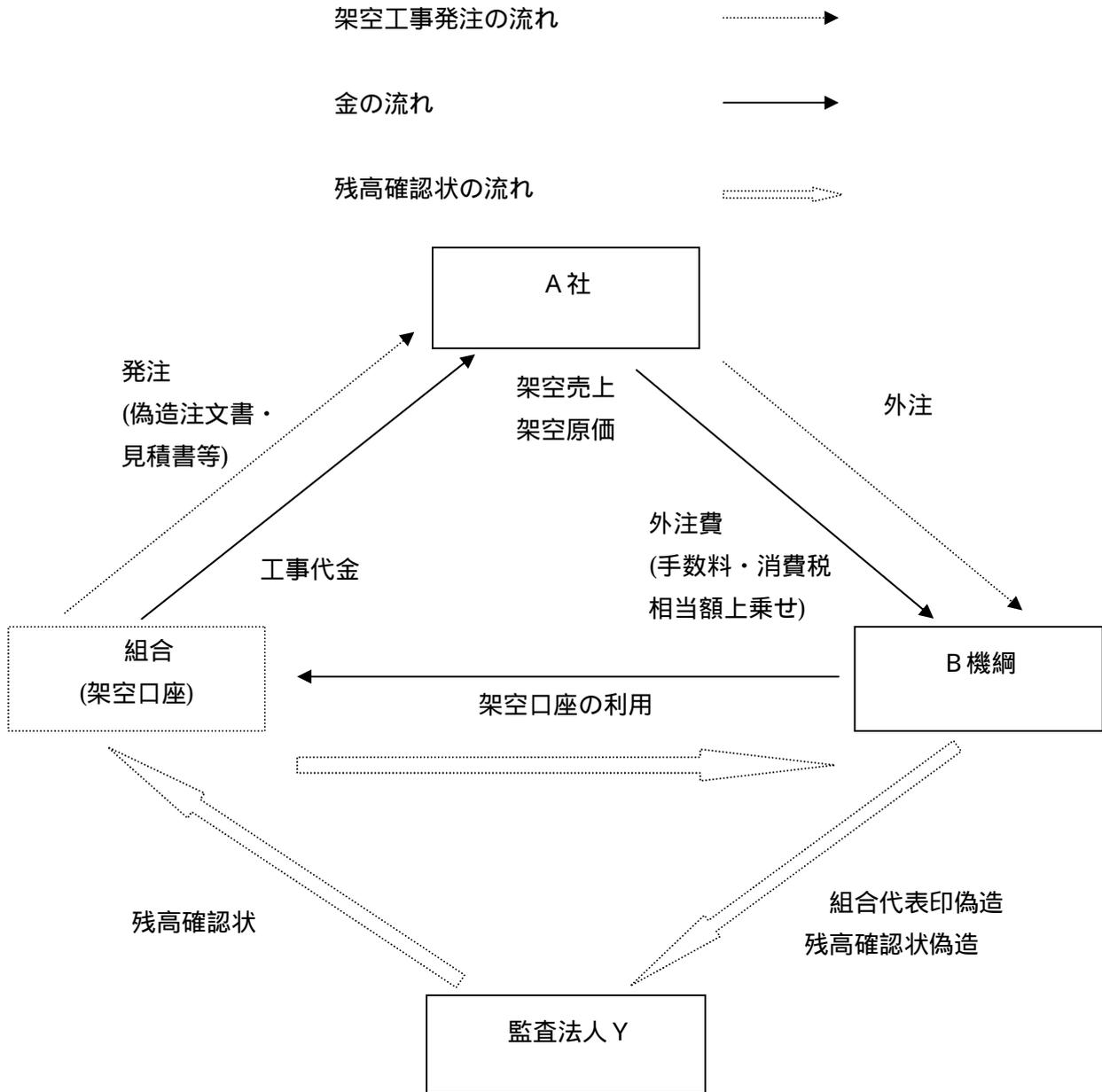
(2) A社による主な粉飾決算の方法

A社は、主として、和歌山県の御坊地区に実在する組合名や架空の組合名を利用して、これらの組合からA社が架空の土木工事（埋設配管工事）等を受注し、これを外注先に発注したことにして、架空の売上及び原価を作出した。御坊地区の工事に関する外注費の支払の形を

とって、A社から外注先に送金し、これを外注先が御坊地区の組合を仮装して、当該組合の振込名義を使ってA社に振込送金した(図参照)。なお、A社が架空の土木工事として埋設配管工事を選んだのは、本判決によれば、「既に配管が地面に埋まっており、外見上は工事が完成しているように見えるので、架空であると発覚されにくいことによる。」とされている。

外注先として、主にA社の資材調達先であったB機鋼株式会社(以下「B機鋼」という。)が関与していた。A社は、偽装工作として、注文書、見積書などを偽造した。また、B機鋼の従業員Cは、監査法人Yから残高確認状が送付されることに備えて、架空の組合の所在地にプレハブ小屋を建てて郵便受けを設置し、送られてきた残高確認状を回収して、組合ごとに署名の筆跡を変え、代表印を偽造するなどして、組合が実在しているように装い、監査法人Yに残高確認状を返送した。更にCは、監査法人Yが現場視察を行った際に、架空工事の図面を作成して、虚偽の工事の概要を説明した。

図 A社による粉飾決算のスキーム



(3)争点

A社において粉飾決算が行われたことについて争いはない。本件の主な争点は次のとおりである。

監査法人Yが、監査契約に基づいて実施すべき監査手続の内容は何か。

監査法人Yは、売上高、売上原価、売掛金の各実在性の監査要点につき、実施すべき

監査手続を行ったか(監査法人Yに監査手続における過失はあったのか)。

監査法人Yの債務不履行と相当因果関係のある損害が生じたか、その額はいくらか。

なお、これらのほかにもXは監査法人Yに債務不履行責任を追及できるのか(クリーンハンズの原則)、監査契約の詐欺取消又は錯誤無効の成否も問題となったが、Xの請求はクリーンハンズの原則に反せず、詐欺取消及び錯誤無効は認められないと判断された。クリーンハンズの原則については、本判決において、「自ら粉飾を企図した本人が、粉飾を発見できなかったことについて監査人の債務不履行責任を追及するものであれば、不合理であるが、粉飾を企図したのは、ナナボシの旧経営陣であり、管財人ではない。」と指摘されている。

(4) 裁判所の判断¹

裁判所は、監査法人Yの過失を認定し、A社の過失と過失相殺(A社の過失8割と認定)の上、約1,715万円(約8,575万円×(1-0.8))の損害賠償を認めた。

実施すべき監査手続の内容

本判決では、実施すべき監査手続の内容について、「『通常実施すべき監査手続』とは、監査基準・一般基準の適格性基準に適合した職業監査人を前提として、監査人がその能力と実務経験に基づき十分な監査証拠を入手するために『正当な注意』をもって必要と判断して実施する監査手続をいうものと認められる。そして、『通常実施すべき監査手続』に従って、個別の被監査会社の状況に応じて、監査計画を策定し、画一的なものではない多様な監査証拠を入手し、監査要点に応じて必要かつ十分と考えられる監査手続を実施することが、監査人に課せられた善管注意義務であると解される。」と判示された。なお、本判決では、本件の監査において実施すべき監査手続の具体的内容を明らかにする際に、企業会計審議会による監査基準だけでなく、日本公認会計士協会による指針(各種監査基準委員会報告書)も引用している。

監査法人Yの過失の有無

本判決では、監査法人Yの過失について、「監査法人Yの行った売上や売掛金の実在性の監査要点に関する監査手続の内容は、工事の注文書や見積書、工事完了証明書を入手し確認すること、B機鋼に対する残高確認状を送付して返信を受けること、そして残高確認状の数字と実際の入金額との突合であった。通常の請負工事代金の実在性の監査としては、注文書や見積書等で工事の存在を確認でき、残高確認状及び入金額を調べることで、工事代金の入金を確認でき、工事が実在したことの裏付けとなるから、以上の監査が必要十分なものと認められる。・ ・ (中略) ・ ・ 関係者の聴取及び現場視察等は、後述する御坊地区の工事の異常性が顕在化してきた時点で考慮すべき監査手続であるから、これらを御坊地区の工事全件について初めから行うべきであったとはいえない。よって、リスク・アプロ

¹ 判例タイムズ1276号256頁。なお、本件は、平成20年10月28日に大阪高裁において、監査法人YがXに4,000万円を支払うことを内容とする和解が成立し、終結している(弥永真生「粉飾決算を看破できなかった監査法人の債務不履行責任」判例時報2027号191頁)。

一を前提にしても、監査法人Yの監査手続は、一般的な工事請負代金の実在性の監査手続としては、『通常実施すべき監査手続』に該当するといえ、特段簡素な監査手続であったとはいえない。」と判示された。しかし、本判決では、その後、御坊地区の工事に見られた異常性が顕在化してきたことに着目し、異常性が顕在化してきた時点で考慮すべき監査手続として追加監査手続を実施する必要があるかという観点から、次のように判断された。

「本来、確実な入金が見込めるはずの公共工事での支払遅延は、明らかに不自然である。・・・(中略)・・・他の工事よりも明らかに高額な売上が上がっている工事なのに工期は非常に短く、それが常に期首の予算に計上されないことが多く、決算間近の期中に売上計上され、加えて当初の全体の売上予想に近い数字になるよう計上されていたことからすれば、やはり不自然な工事であったというべきである。・・・(中略)・・・平成13年3月期では、売上計上された御坊地区の工事全てについて工事代金が入金されず支払遅延が生じ、平成13年6月末日においても、予定通りの入金がされず、監査法人Yが入金遅れの理由を詳しく調査したのは、平成13年3月期の監査意見の表明後であったと認められる。前記のとおり、監査法人Yは、公共工事でありながら度重なる入金遅れに対して疑念を抱くべきであったといえ、少なくとも入金されない理由を詳しく問い合わせる等の追加監査手続をとるべきだったといえる。・・・(中略)・・・したがって、平成13年3月期において、御坊地区の工事の実在性について追加監査手続を実施しなかったことは、『通常実施すべき監査手続』を満たしているとはいえず、監査法人Yの監査手続に過失が認められる。」として、平成13年3月期についてのみ監査法人Yの過失が認められた。なお、監査法人Yの過失が認められたのは平成13年3月期の監査手続についてのみであり、それ以前の平成10年3月期から平成12年3月期までの監査手続については監査法人Yの過失は否定されている。

損害

違法配当金については、「監査法人Yが粉飾決算であることに気づき、監査意見の表明を差し控えていれば、A社には配当可能利益がなかったのであり、株主総会で利益処分案が承認されることはなかったといえることから、監査法人Yの監査契約の不履行と相当因果関係のある損害である。」と判示されて、監査法人Yに過失が認められる平成13年3月期に係る配当金に相当する8,575万3,896円が損害と認定された。ただし、本件の粉飾決算は、A社の経営者が株価を維持し、経営者としての誇りや上場企業の体面を保つという極めて利己的な動機によって引き起こされたものであり、監査契約の誠実義務に最初に故意に違反したのはA社側であり、A社に損害を与えた責任の大半はA社側の経営者にあることなどを指摘して、8割の過失相殺を行い、その結果、損害賠償額は約1,715万円とされた。

なお、社外流出金については、「御坊地区の工事の売上が計上された時点で、すでに外注費として支出されていたのであり、粉飾に基づいて支出されたものであるが、監査法人Yが監査意見を差し控えることによって、その支出を阻止できた関係にあるとはいえない。」と判示して、監査法人Yの過失との因果関係を否定した。

2 本判決の分析

(1) 工事の実在性

本判決では、粉飾がなされた期間のうち、平成 13 年 3 月期を除き、監査法人 Y が行った工事の実在性についての監査(注文書、見積書、工事完了証明書等による工事の存在の確認、B 機鋼への残高確認状と実際の入金額との突合による入金の確認)は、必要十分なものと認められ、「通常実施すべき監査手続」に該当すると判断された。さらに、関係者の聴取及び現場視察等は、異常性が顕在化してきた時点で考慮すべき監査手続であり、平成 13 年 3 月期の前まではそのような異常性の顕在化は見られないと判断されている。

X は、平成 10 年 3 月期から平成 12 年 3 月期についても、経験の乏しい公共土木工事であったこと、御坊地区の工事が A 社の工事別売上高の上位 10 位以内のほとんどを占めていたこと、工事代金の支払遅延が生じたことなどを指摘して、異常性の兆候が認められる旨主張したが、本判決では、経験の乏しい公共土木工事であったとしても、A 社が目的としている工事請負業の範囲内のものであることからすれば異常であるとはいえない、売上高が高くても入金されている限りは問題点は見出しがたい、工事代金の支払遅延が生じていたとはいえ、監査意見の表明の時点では入金が確認され回収されていたことから、追加の監査手続をとるべきだったとはいえない、と述べて X の主張を退けている。さらに、本判決では、「異常性が監査の危険性を高める決定的なものとなっていない限り、リスク・アプローチの観点に立っても、追加監査手続をとるべきであったとまではいうことは困難である。」と述べられている。

したがって、本判決が述べるような「異常性の顕在化」が認められるか否かが、追加監査手続を要するか否かの分岐点となると考えられるが、本判決は「異常性の顕在化」を認定するに当たりかなり厳格に判断していると考えられ、監査の現場の実務状況に理解を示した判断であるという見方もできるように思われる。もっとも、事案によっては「異常性の顕在化」をもっと緩やかに解釈される可能性があることは否定できない。監査人としては、普段の監査手続において何らかの不自然な兆候に気付いた場合には、監査に慎重を期すことを心がけるのが望ましいと思われる。

(2) 工事代金の入金の遅れと異常性

本判決では、平成 13 年 3 月期において、工事代金の入金が遅れ、監査意見を表明する時点でも入金がなされなかったという事実に着目し、そのような事実があれば「異常性の顕在化」が認められるものとして工事代金(債権)の実在性について追加監査手続を実施すべきであるとの判断をしている。また、その前提として、本来、確実な入金が見込めるはずの公共工事での支払遅延は、明らかに不自然であること、他の工事よりも明らかに高額な売上が上がっている工事なのに工期は非常に短く、それが常に期首の予算に計上されないことが多く、決算間近の期中に売上計上され、加えて当初の全体の売上予想に近い数字になるよう計上されていたことからすれば、やはり不自然な工事であったというべきである、と指摘されている。すなわち、このような不自然さは平成 11 年 3 月期からすでに生じていたが、監査意見の表明時点で入金が確認されていた場合には監査の危険性を高める決定的なものとも

ではいえず、平成 13 年 3 月期において、監査意見の表明時点で入金を確認されなかったことにより、初めて決定的なものとなったと判断されたようである。監査法人 Y は、平成 13 年 9 月期の中間決算期において、依然として入金を確認されなかったことから、工事の実在性に疑問を持ち、現場視察を行い、粉飾が発覚することになったのであるが、それでは遅かったと判断されたようである。本件のように、取引先も巻き込んで、周到な偽装工作がなされた場合において、監査人としてはどの時点で不自然な兆候に気付くべきなのか難しい問題ではあるが、本判決は裁判所の示した一つの事例判断として参考になると思われる。

(3) 監査の目的と不正の発見

本判決は、会計監査の目的について、「第一次的には会社の財務諸表が適法かつ適正に作成されているかを審査することにある。粉飾決算の発見は、財務諸表に虚偽の記載があると疑いがもたれる場合には監査の対象となるものであるから、副次的な目的であるとはいえる。」として、監査の第一次的目的が粉飾決算の発見ではないことについて明確に指摘している。他方、本判決は、粉飾決算の発見は副次的な目的であるとするものの、「財務諸表に不自然な兆候が現れた場合は、不正のおそれも視野に入れて、慎重な監査を行うべきである。」と述べており、さらに、「平成 3 年の監査基準の改正により、リスク・アプローチが導入されたことにより、より強く監査人の職務として、要請されるようになったと解される。」と述べて、リスク・アプローチとの関係も指摘している。

また、平成 9 年 3 月 25 日には、日本公認会計士協会から監査基準委員会報告書第 10 号「不正及び誤謬」が公表されており、監査人は、監査の計画及び実施過程において、不正又は誤謬による重要な虚偽記載が存在するかもしれないという職業的専門家としての正当な注意による懐疑心を持たなければならないとされたことから、監査の第一次的目的が不正の発見ではないとしても、財務諸表に不自然な兆候が現れた場合には、監査人は不正のおそれも視野に入れて慎重な監査を行うことが求められているといえよう。

本判決では、リスク・アプローチの観点から、業界が全体的に不況で、経営状態が悪化し、株価維持の必要に迫られていたという固有のリスクがあったこと、また、A 社は代表取締役会長のワンマン企業であったという点で内部統制上のリスクも相当高かったことから、粉飾決算を実行するという監査上の危険性は相当高く、そのような危険性に見合う監査計画を立案し、監査手続を実行すべきであったと指摘されている。このような指摘がなされているものの、監査法人 Y が御坊地区の工事全件を監査の対象とし、前述の工事の実在性に係る通常の監査を実施したことは、リスク・アプローチを前提にしても、一般的な工事請負代金の実在性の監査手続としては、(リスク・アプローチを満たす)「通常実施すべき監査手続」に該当すると認められている。本判決では、リスク・アプローチの観点から、粉飾決算を実行するという監査上の危険性は相当高いと認められたとしても、御坊地区の工事全件について監査を行っている以上、平成 13 年 3 月期において、工事代金の入金が遅れ、監査意見を表明する時点でも入金がなされなかったという前述 2 (2) で指摘した「異常性の顕在化」が認められるまでは、一般的な工事請負代金の実在性の監査手続で足りると判断されていることに着目すれば、監査人にとって過大な負担を求めるものにはなっていないという見方もできる

ように思われる。

(4)粉飾の期間

本件では、平成10年3月期から平成13年3月期までの4期にわたり粉飾が行われ、最後の平成13年3月期についてのみ監査人の過失が認められている。一般的に粉飾がなされると、粉飾の期間が長期になればなるほど様々な帳尻合わせをするうちにひずみが大きくなり、粉飾の兆候に気付きやすくなると思われる。本件では、3期目までに現れた事象だけでは監査人の過失を認めなかったが、4期目に「異常性の顕在化」が認められたにもかかわらず、それを見逃して追加監査手続を行わなかったことをもって、過失の存在を認めている。

粉飾が開始されてから何期目に「異常性の顕在化」が認められることになるのかは個別の事案次第であり一概にはいえないが、一般的に粉飾の期間が長期になればなるほど、それまでの間に異常な兆候が現れる蓋然性は高くなると思われる。監査人が過失責任を回避するためには、被監査会社による粉飾を防ぐのが最も確実であることは改めて指摘するまでもないが、仮に当初の粉飾に気付かなかったとしても、粉飾が長期間に及ぶ前にできるだけ早く発見し是正を促すことも重要である。すなわち、粉飾が長期になればなるほど、それまでの間に異常な兆候が現れる蓋然性は高くなり、監査人の過失が認められる可能性も高まると考えられることからすると、監査人としては、裁判所によって「異常性の顕在化」が認められるような決定的な事象が現れる前に、不自然な状況に気付いた場合には、できるだけ早く被監査会社に是正を促すことによって、過失責任を負うリスクを低減するように対処することも重要であると思われる。

(5)行政処分との関係

本判決に先立ち、監査法人Yは、相当の注意を怠って虚偽のある監査証明を行ったとして、金融庁から戒告の行政処分を受けている（公認会計士法34条の21第2項）。処分理由として、平成10年3月期から平成13年3月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことが挙げられている。Xは、監査法人Yの監査手続に過失があることの根拠として、監査法人Yが金融庁による行政処分を争わずに受け入れたことを指摘している。これについて、本判決では、民事責任は行政処分とは別個の法制度に基づくものであるから、行政処分を受けたことをもって、直ちに監査法人Yの過失を推定する根拠とはならないと述べている。本判決において監査法人Yの過失が認められたのは平成13年3月期の監査についてのみであり、行政処分による認定とは異なることから、本判決が行政処分と民事責任の認定を切り離して考えていることがうかがえる。平成10年3月期から平成13年3月期の監査に過失があったか否かは、民事訴訟手続において原告が立証すべき事項であり、監査人としては、金融庁による行政処分を争わずに受け入れたとしても、民事訴訟手続において反論の機会を得ることができると考えられる。しかし、「本判決が監査法人Yの過失を認定するにあたって、行政処分があった

という事実が何らかの事実上の影響を与えたことは否定できないであろう²と指摘する見解があるように、行政処分があったという事実が民事訴訟における裁判官の心証形成に影響を与える可能性のあることは否定できない。その際、どの程度の影響を与えるのかについては、個別の事案ごとに異なる可能性があると思われる。

² 弥永前掲(注1)191頁。

14. K社事件

東京地判 平成 20. 7. 31 ウエストロー・ジャパン 2008WLJPCA07318005

1 事案の概要

本件は、家具の製造、卸売等を業とするX社に対する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（当時。以下「商法特例法」という。）に基づく監査において、X社の経理部長が横領していた事実につき、監査法人Yが発見できず、平成13年3月期（第72期）及び平成14年3月期（第73期）に無限定適正意見を表明したことについて、X社が監査法人Yに対して債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償を求めた事案である。

裁判所は、監査法人YにX社が主張する善管注意義務違反ないし過失はないとして、請求を棄却した。

2 争点と裁判所の判断

(1) 監査人たる監査法人Yの義務について

会計監査人たる監査法人Yの義務について、裁判所は「本件契約に係る契約書には、監査目的として商法特例法2条による計算書類等の監査証明及び証券取引法193条の2に準じた財務書類の監査証明とされ、不正行為の発見を目的とする旨の取決めはなく、本件契約は、財務諸表の適法性又は適正性について、会計監査人である監査法人Yが、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査の上、X社の財務諸表が法令及び定款に従いX社の状況を正しく示しているか否かについての意見を表明することを目的とするものと認められる。」とした。

しかしながら、会計監査人たる監査法人Yの善管注意義務について、裁判所は「本件契約は準委任契約であり、監査法人Yは、X社に対し、善管注意義務を負っていると解される」とし、「日本公認会計士協会の監査基準の『第三 実施基準』、『一 基本原則』の4項」、並びに「同協会監査第一委員会の昭和63年10月4日付け委員会報告第50号『相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について』（以下「第一委員会報告書」という。）によれば、公認会計士の財務諸表監査は、不正の摘発を第一の目的とするものではないが、監査計画の立案に際しては、・・・不正行為が行われる可能性のある事項を事前に把握した上で、内部統制組織の信頼性の程度に応じて監査計画を立案するべきものとされており、かつ、財務諸表項目の監査手続の実施に当たっては、貸付金、借入金等の一定の項目については、原則として、債務者又は借入先に対し確認を行うべきものとされている。」と述べ、「本件において、監査法人であるYが、平均的な監査の職業専門家として、これらの監査基準等で示された手続を行ったか否かは、監査法人Yに善管注意義務違反があったか否かを判断する上で重要な考慮要素となるというべきであるが、具体的違反の有無については、本件において認められる諸処の事情に照らし、個別具体的に判断する必要がある。」とし、下記(2)以降の個別の争点の検討を行っている。

(2)借入金の残高を確認する義務を怠った過失について

会計監査人たる監査法人Yが、借入金の残高を確認する義務を怠った過失の有無について、裁判所は「一般に、被監査会社と当該被監査会社の代表者との間の取引や、被監査会社と代表者を同じくする会社との取引等においては、残高確認を送付する相手方は被監査会社と実質的に同一であるから、通常の場合には、相手方に対する確認手続を行う意味は乏しいと考えられる。したがって、本件のように、X社の従業員・・・が会長からの借入金の額を不正確に計上することにより、自己の不正行為を隠ぺいしていたという事実を前提とすれば、結果として、確認手続が不正発見に資することになる手段ということができるとしても、監査法人Yにおいて、各期末における監査計画の立案に当たり、効率的かつリスクの高いところに重点を置いて監査をするといういわゆるリスクアプローチの観点から、従業員の不正行為の可能性を考慮し、内部統制上のリスクの程度の評価をした上、会長からの借入金についても残高確認手続を行うべきであったと認められるような事情がない限り、これを行わなかったからといって、直ちに善管注意義務違反があるということとはできないというべきである。」として、過失はないものと判断した。

(3)仮払消費税計上の妥当性の確認を怠った過失について

会計監査人である監査法人Yが、仮払消費税計上の妥当性を怠った過失の有無について、裁判所は「仮払消費税という項目は、仮受消費税との差額を未払消費税として計上後、申告納税するというもので、その税額自体は、税理士が別途計算し、貸借対照表や損益計算書に実質的に大きな影響を与えるものではなく、会計監査においては、未払消費税が一見して異常な金額となっていないかをみる程度の意味しかないことが認められる。また、仮払消費税は、仕入れだけではなく、経費からも発生するものであり、第73期においてX社が提出していた計算書の記載に照らすと、第72期において、監査法人YがX社の計算書を入手したとしても、X社が主張するように、仮払消費税の額から課税仕入額を計算し、会計帳簿上の数値と比較して齟齬が生じていることが容易に判明したものとまでは考えられない。また、第72期における仮払消費税の総額は・・・であり、第73期の仮払消費税の総額は・・・であったことに照らすと、第72期において、X社の経理部長が自己の横領金のうち・・・万円を仮払消費税として計上していたからといって、監査法人Yにおいて直ちに消費税額の異常性を感得し得るものとはいうことができず、X社の上記主張を採用することはできない。したがって、監査法人Yが第72期において仮払消費税について計算書との照合を行わなかったことは、監査契約上の善管注意義務違反であるとまではいえない。」として監査法人Yの善管注意義務違反を否定した。

(4)短期貸付金の残高確認を怠った過失について

会計監査人たる監査法人Yが、短期貸付金の残高確認を怠った過失の有無について、裁判所は「貸付金の残高確認についても、一般論としては、借入金の残高確認と同様、被監査会社と当該会社の代表者との取引や、被監査会社と代表者を同じくする会社との取引においては、相手方に対し、残高確認書を送付し、残高を確認する手続を行う意味が乏しいというこ

とができる。また、本件において、X社の従業員による不正行為の可能性が高いことを前提に監査計画を立案すべき義務が監査法人Yにあったとまではいうことができない」。他方、「監査法人Yは、本件貸付について、各契約書の確認をし、それぞれの契約がX社の自己取引に該当するため、各契約締結についての取締役会議事録を確認し、取引の実在性についての確認・検証を行っていることが認められる。

そうすると、第73期において、監査法人Yが本件貸付について、相手方に対する残高確認書の送付という手続を実施しなくても、監査法人Yは、その他の方法でかかる取引の実在性を確認し、検証を行っていたということができるのであり、・・・監査法人Yが残高確認書を送付する方法により残高を確認しなかったことが、善管注意義務違反に当たるとまでは認め難い。」として監査法人Yの善管注意義務違反を否定した。

(5)小切手のカットオフ照合手続を怠った過失について

会計監査人たる監査法人Yが、小切手のカットオフ照合手続を怠った過失の有無について、裁判所は「小切手のカットオフ照合手続は、あくまでも監査上、小切手に係る預金の期間帰属の妥当性を確認するための一つ的手段であり、小切手に関する不正行為の発見を目的とするものではないし、監査法人Yにおいて、被監査会社の内部統制状況の程度等を考慮し、監査リスクが低いと合理的に判断される場合には、他の方法で預金項目の期間帰属の妥当性を確認することにより小切手のカットオフ照合手続を省略したからといって、会計監査人としての善管注意義務違反があったということとはできないというべきである。」として監査法人Yの善管注意義務違反を否定した。

以上のように、個別の争点についても会計監査人たるYの善管注意義務違反は認められないものとされ、監査法人Yの不法行為責任を肯定することができないことから、X社の請求は棄却された。

15. そごう事件

一審 東京地判 平成 20. 2 .19 判時 2040-29
控訴審 東京高判 平成 20. 8 .28 判時 2040-48

1 事案の概要

本件は、平成 12 年 7 月に民事再生手続が開始される以前に株式会社そごう（以下「A 社」という。）の株式を購入した原告らが、平成 6 年ないし平成 12 年の各 2 月期の有価証券報告書に含まれる財務諸表の記載について、A 社のグループ会社である千葉そごう（以下「B 社」という。）グループ各社に対する貸付金債権及び保証債務履行請求権に対して貸倒引当金及び債務保証損失引当金（以下「保証損失引当金」）を計上していれば A 社の債務超過が明らかであったのに、その計上をしなかったのは虚偽記載であると主張し、A 社の当時の代表取締役会長（その後、破産管財人）と並んで、A 社の監査を担当していた監査法人 Y に対し、財務諸表が適正に表示されているものとして監査証明をしたことに対し、上記債務超過を知らないで株式を購入し、A 社が倒産（民事再生）したことにより株価が無価値となり、又は極めて安価で株式を処分せざるを得なくなって損害を被ったとして損害賠償を求めた事案である。

裁判所は、一審、控訴審とも原告の請求を否定した。

2 争点と裁判所の判断

監査法人に係る争点は以下のとおりである。

- (1) 商法（当時）285 条の 4 第 1 項、第 2 項を公正なる会計慣行を斟酌して解釈すると、A 社の B 社グループに対する貸付金債権等について、いかなる会計基準で貸倒引当金として計上すべきであったか、そして、その会計基準を用いた場合、A 社の平成 6 年ないし平成 12 年の各 2 月期の有価証券報告書に含まれる財務諸表の記載が虚偽であったといえるか。
- (2) (1)と同様に、保証損失引当金の計上についても財務諸表の記載が虚偽であったといえるか。
- (3) 監査法人 Y につき、証券取引法（当時）24 条の 4、22 条、21 条 2 項 2 号の「故意又は過失がなかった」ものといえるか。

争点(1)について、原告らは、A 社の貸付先が債務超過であれば、貸付金等の全額について貸倒引当金を計上しなければならないと主張（「一次的主張」）し、ついで、日本公認会計士協会監査委員会報告第 5 号「貸倒引当金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱いについて」（以下「報告 5 号」という。）を適用すると、貸付先において、債務超過が相当期間継続する、事業好転の見通しが無い場合には、貸付金等の全額について貸倒引当金等を計上しなければならないところ、B 社グループは債務超過であり、上記及びの要件に該当するから、A 社において B 社グループに対する貸付金の全額について貸倒引当金等を計上する必要がある

ると主張（「二次的主張その1」）するとともに、B社グループが、上記及びの要件を充たさない場合でも、債務が巨額であるなど、「税法基準によって計上した貸倒引当金が企業の実態に応じて計上すべき貸倒見積高に対して明らかに不足する」場合には、貸付金等の全額について貸倒引当金等を計上しなければならないと主張（「二次的主張その2」）し、さらに、B社グループのうち経営不振13社に対する貸付・保証については、上記「二次的主張その2」の主張の考え方に照らすと、少なくとも「税法基準によって計上した貸倒引当金が企業の実態に応じて計上すべき貸倒見積高に対して明らかに不足する」場合に該当するので、貸倒引当金等を計上すべきである旨を主張（「予備的主張」）した。

これに対し、裁判所は、「金融商品に係る会計基準」（平成11年1月22日企業会計審議会）が導入される以前のA社等の事業会社においては、税法基準を基本とする「報告5号」の取扱いが、貸倒引当金の計上基準として、「公正なる会計慣行」を形成していたものと認めるのが相当であり、原告らの主張する「貸付先が債務超過であれば、貸付金等の全額について貸倒引当金等を計上しなければならない」という計上基準は、「公正なる会計慣行」を形成していたとは認められないとした。

この判断の前提として、裁判所は、商法32条2項の趣旨として、「公正なる会計慣行」が存在する場合には、特段の事情がない限り、それに従わなければならないという意味に解すべきであると判示し、「会計慣行」の意義・内容は、その文言に照らし、民法92条における「事実たる慣習」と同義に解すべきであり、一般的に広く会計上の習わし（一般性）として相当の時間繰り返して行われている（反復継続性）企業会計の処理に関する具体的な基準あるいは処理方法をいうと解するのが相当であり、「公正なる会計慣行」として斟酌されるべきものかどうかは、当時の会計に関連する法令や通達などを手がかりとして、他の会計基準に比較して「会計慣行」として確立したものであり、それが適正であったことが立証される必要があるとしている。

「報告5号」では、「税法基準によって計上した貸倒引当金が企業の実態に応じて計上すべき貸倒見積高に対して明らかに不足する場合は別途貸倒引当金の計上をするが、税法基準によって計上した貸倒引当金が企業の実態に応じて計上すべき貸倒見積高に対して明らかに不足していると認められない限り、会計上も、税法基準による引当（法定繰入率に基づく一般引当＋法人税基本通達9-6-4等に基づく個別引当）を行っていれば足りる」という取扱いをしていた。

そして、「法人税基本通達9-6-4に基づく個別引当が認められるためには、<1>債務超過が相当期間継続していること、<2>事業好転の見通しがないこと、<3>貸付金の相当部分以上の金額について回収の見込みがないことの要件を満たす必要」があるところ、B社グループのように、「合理的な再建計画が作成中である場合や債務者に対して追加的な支援が予定されている場合、法人税基本通達9-6-4にいう『事業好転の見通しがない』と評価することは適当ではないから、これに基づく個別引当はできず、会計上も、原則として、貸倒引当金を計上する必要はなかったものというべきである」と判断した。

以上のように、A社の平成6年2月期ないし平成12年2月期においては、貸倒引当金の計上に関しては、税法基準以外には、会計実務上、具体的なガイドラインや指針等は存在しなかつ

ったこと、税法基準を基本とする「報告5号」の取扱いが、貸倒引当金の計上基準として、「公正なる会計慣行」を形成していたこと、法人税基本通達9-6-4に基づく個別引当ができない場合に、更に「税法基準によって計上した貸倒引当金が企業の実態に応じて計上すべき貸倒見積高に対して明らかに不足する」として貸倒引当金を計上することは、実務上困難であったことが認められるから、原告らの上記主張はその前提事実を欠いており採用することはできないとして、原告の請求を棄却した。

なお、争点(2)の保証損失引当金については、原告らが、貸倒引当金計上の要否と保証損失引当金計上の要否について特に区別せず、同一の理由で論じていることから、原告ら主張のような保証損失引当金の計上不足を認定することはできないとし、結局、原告らの主張する有価証券報告書の虚偽記載を認めなかったため、争点(3)の監査法人Yの「故意又は過失がなかった」かについては判断が示されなかった。

16. ライブドア事件（弁護士 町田行人）

一審 東京地判 平成 21 年 5 月 21 日

控訴審 東京高判 平成 23 年 11 月 30 日

1 本判決の概要

(1) 事案の概要³

ライブドア(現商号 LDH。以下「LD」という。)が平成 16 年 12 月 27 日に提出した有価証券報告書に虚偽記載があり、LD の子会社であるライブドア・マーケティング(現商号メディアイノベーション。以下「LDM」という。)が平成 16 年 10 月 25 日に行った株式交換についての公表及び同年 11 月 12 日に行った四半期の業績状況についての公表に虚偽があったとして、LD 又は LDM の株式を取得した多数の個人投資家(3,340 名)が損害を被った旨主張して、LD、LDM、LD の取締役、LD の監査役、ライブドアファイナンス(以下「LDF」という。)の取締役、LD の連結財務諸表等の監査証明を行った監査法人(以下「K 監査法人」という。)、K 監査法人の社員であった公認会計士(Y13～Y26)らに対し、不法行為(民法 709 条、719 条)、会社法 350 条、商法(平成 17 年法律第 87 号による改正前のもの。以下「旧商法」という。)266 条ノ 3、280 条 1 項、旧証券取引法 21 条の 2 第 1 項、24 条の 4 等に基づき、損害賠償を請求した事案である。

(2) 争点

本件における主な争点は、本件有価証券報告書の重要な事項について虚偽記載があるかどうか、本件有価証券報告書の提出について被告らが損害賠償責任を負うかどうか、LDM がした株式交換に関する公表及び平成 16 年 12 月期第 3 四半期通期の業績状況に関する公表が虚偽かどうか、上記の各公表について、被告らが責任を負うかどうか、原告らに生じた損害があるか、それは幾らかの 5 点である。

(3) 裁判所の判断

一審：請求一部認容

LD 株式一株当たりの損害額を 200 円(旧証券取引法 21 条の 2 第 2 項による推定損害額 585 円から約 3 分の 2 を裁量減額)、LDM 株式一株当たりの損害額を 1,000 円(公表直前価格から、公表後 1 か月間の取引日における終値平均額を控除した下落額 4,736 円のうち約 2 割相当額)と認めた。

LD に対しては、旧証券取引法 21 条の 2 第 1 項に基づく損害賠償責任(無過失責任)を認めた上で、LD や LDM 以外にも、その取締役、監査役、監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士といった広い範囲の関係者の責任が認められている。その結果、(監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士を含めて)これらの責任が認められた関係者は、連帯して、損害賠償責任を負うものとされた。なお、前記(2)争点 及び の LDM がした

³ 一審：金融・商事判例 1318 号 14 頁、控訴審：金融・商事判例 1389 号 36 頁。

株式交換に関する公表及び平成 16 年 12 月期第 3 四半期通期の業績状況に関する公表に関しては、監査法人は LDM から監査の委託を受けておらず、監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士の責任は否定された。したがって、監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士が他の関係者と連帯して損害賠償責任を負うのは、LD 株式会社について生じた損害に限られる。

控訴審：請求一部認容

LD 株式会社一株当たりの損害額を 550 円と認めた。一審は LD 株式会社一株当たりの損害額を 200 円と認定したが、控訴審において大幅に増額された。

(監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士を含めた)関係者の責任の認定については、控訴審においても一審の判断がほぼ踏襲されており、(監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士を含めた)関係者は、連帯して、損害賠償責任を負うものとされた。なお、一審と同様、監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士が他の関係者と連帯して損害賠償責任を負うのは、LD 株式会社について生じた損害に限られる。

(4) 監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士に対する責任

ここでは前記(2)争点 虚偽記載のある有価証券報告書の提出に係る責任のうち、監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士に対する責任に焦点を当てて解説する。なお、監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士に対する責任を認定する前提として、前記(2)争点 の有価証券報告書の虚偽記載の存在が出発点となるが、本判決では、組合を利用した LD 株式の売却は、実質的には LD の子会社である LDF が行ったものと認めるのが相当であるとして、組合を利用した LD 株式の売却は、LD の子会社である LDF が行ったものとみるべきである以上、その売却益は連結子会社である LDF による親会社株式の処分差益となり、これを LD の連結損益計算書上、売上げとして計上することは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反するものであって許されないというべきである、として有価証券報告書の虚偽記載があると判断している。

監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士に対する責任についての判断は次の図表のとおりである。

図表 監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士に対する責任

被告	被告の属性	責任の有無及び責任原因	理由
K 監査法人	LD の連結財務諸表等を対象とする監査報告書を作成	<ul style="list-style-type: none"> ・責任有り ・旧証券取引法 24 条の 4、22 条 1 項 	有価証券報告書に掲載された LD の平成 16 年 9 月期の連結損益計算書を対象とする監査報告書に無限定適正意見を記載することにより、監査証明においてこれを虚偽ではないと証明し、そのことについて過失がなかったと認めるに足りる証拠はない。
Y 13	平成 15 年 12 月 19 日まで K 監査法人の代表社員 (K 監査法人を辞めた後も LD の監査について影響力あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・責任有り ・不法行為責任 	Y 13 は、LD の不正な会計処理の存在を認識しつつ、K 監査法人が無限定適正意見を示すように、Y 15 などに働きかけたものであって、Y 15 や K 監査法人に対する Y 13 の影響力や監査への関与も考慮すれば、Y 13 が当時 K 監査法人の社員でなかったことを前提としても、監査報告書に署名押印した Y 15 と同程度に K 監査法人の無限定適正意見の形成に関与したと評価できる。
Y 15	K 監査法人の代表社員 (監査報告書に署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・責任有り ・不法行為責任 	Y 15 は、平成 16 年 2 月 4 日頃までには、Y 25 から事情の説明を受けて、LD が LD 株式売却益を連結損益計算書上収益に計上する不正な経理を行っていることを認識していたのであるから、監査に当たる監査法人の公認会計士としての注意義務を尽くさぬまま LD の監査報告書に署名押印したと認められる。
Y 16	K 監査法人の代表社員 (監査報告書に署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・責任有り ・不法行為責任 	Y 16 は、LD の監査に関与していなかったにもかかわらず、これに関与していた Y 20 が監査報告書への署名押印を拒否したことから、Y 15 の依頼により署名押印したことが認められる。そうだとすると、監査に当たる監査法人の公認会計士としての注意義務を尽くさぬまま、監査報告書に署名押印したものであることができる。
Y 17 から Y 26	K 監査法人のその他の社員 (Y 20 は監査報告書への署名押印を拒否した社員)	<ul style="list-style-type: none"> ・責任有り ・公認会計士法 34 条の 10 の 6 	K 監査法人の社員である公認会計士らは、K 監査法人がその財産をもって損害賠償債務を完済することができない場合には、K 監査法人と連帯して弁済責任を負う。(なお、監査報告書への署名押印を拒否した Y 20 及び監査報告書に署名押印しておらず、代表社員でもなかった Y 25 に対する不法行為責任は否定された。)

K 監査法人(図表)

K 監査法人については、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書の財務諸表等に無限定適正意見を付けたことから、旧証券取引法の規定に基づき、損害賠償責任が認められている。監査法人が虚偽の監査証明をしたことについて故意又は過失がなかったことを証明したときは免責される。しかし、本判決では、過失がなかったと認めるに足りる証拠はないと認定されている。

K 監査法人を辞めた後も LD の監査について影響力を持っていた公認会計士(図表)

Y 13 は、不正な会計処理の存在を認識しつつ、K 監査法人が無限定適正意見を示すように働きかけており、K 監査法人を辞めた後も LD の監査について影響力を持っていたことなどから、監査報告書に署名押印した Y 15 と同程度に無限定適正意見の形成に関与したと評価できると判断され、不法行為責任が認められた。

監査報告書に署名押印した社員(図表 、)

Y 15 と Y 16 は、虚偽記載のある財務諸表等についての監査報告書に署名押印した者であるが、不法行為に基づく損害賠償責任(民法 709 条)が認められた。

本判決は、監査報告書に署名押印した者が不法行為責任を負う根拠について、(旧証券取引法の損害賠償責任は)「企業の財務諸表が投資家の投資判断に重要な資料であるため、独立の専門家である公認会計士又は監査法人の監査を強制させるとともに、当該公認会計士等にも重い責任を負わせて、正確な開示を実現しようとしたものと解される。そうすると、監査法人が虚偽記載のある書類について虚偽でないものとして監査証明をした場合において、監査報告書に署名押印した代表社員及び業務執行社員に過失があるときは、当該社員は、当該虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき不法行為責任(民法 709 条)を負うと解すべきである。」と述べている。

Y 15 は、当初より LD の監査に関与しており、平成 16 年 2 月 4 日頃までには、Y 25 から事情の説明を受けて、LD が LD 株式売却益を連結損益計算書上収益に計上する不正な経理を行っていることを認識していたことが認定され、公認会計士としての注意義務を尽くさぬまま監査報告書に署名押印したとして過失が認められている。これに対して、Y 16 は、LD の監査に関与していなかったが、被告 Y 20 が監査報告書への署名押印を拒否したため Y 15 の依頼に基づき署名押印したものである。しかし、それにもかかわらず監査報告書へ署名押印したことをもって、公認会計士としての注意義務を尽くさぬまま監査報告書に署名押印したとして過失が認められている。

監査報告書への署名押印を拒否した社員(図表)

LD の監査に関与していたが、監査報告書への署名押印を拒否した Y 20 については、不法行為責任は否定されている。

本判決は、監査報告書に署名押印しなかった社員がその記載について株式市場の投資家に直接の不法行為責任を負うのは、当該社員が署名押印をしなくてもそれと同視できる程度に当該監査報告書に示された監査意見の形成に関与したと認められる場合に限り、との判断基準を示し、Y20にはそこまでの事情は認められないと判断している。

このように、本判決では、監査法人の社員が別途不法行為責任を負うか否かの判断について、「監査報告書への署名押印」をしたか否かを重視している。

その他の社員(図表)

Y25は、LDの会計処理は問題であることを認識していたことが認定されているが、監査報告書に署名押印しておらず、代表社員でもなかったこと、Y15やY16と同程度に無限定適正意見の形成に関与したと評価できる事情は認められないことなどから、不法行為責任は否定された。

その他の社員は、K監査法人の財産をもって損害賠償債務を完済できないときは、K監査法人と連帯して弁済責任を負う。K監査法人はすでに解散し債務を完済できないため、社員全員が無限連帯責任を負うこととなる。

(5)損害額の算定

前記(2)争点 の損害に関して、監査法人及び監査法人の社員であった公認会計士による損害賠償責任に関係するLD株式一株に生じた損害額については、旧証券取引法21条の2第2項・5項に基づき、控訴審において次のように算定されている。

控訴審では、有価証券報告書等の虚偽記載の公表日前1か月間のLD株式の終値平均額である720円から、平成18年1月17日(公表日前日)の終値である596円との差額124円の5パーセント(6円)を減じた714円を、公表日後1か月間の終値平均額との差額を計算する場合の基準額とし、公表日後1か月間のLD株式の終値平均額である135円との差額である579円(714円 - 135円)に5パーセント(29円)を減じた550円をLD株式一株当たりの損害額と認定している。

旧証券取引法21条の2第2項において、株価の下落によって生じた損害につき損害額の推定規定が設けられており、虚偽記載等の事実の公表日前1か月間の終値平均額と公表日後1か月間の終値平均額との差額が損害額と推定される。ただし、株価の下落は、全て虚偽記載等を原因として生じたものとは限らず、それ以外の様々な事情によっても生じ得ることから、「虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情」によって生じたことを被告が証明したときは損害の賠償責任を負わず(同条4項)、また、かかる証明が極めて困難であるときは裁判所が相当な損害額を認定することができる(裁判所による裁量減額、同条5項)。

控訴審では、経済情勢、市場動向、LDの業績等当該虚偽記載に起因しない市場価額の下落分につき、「虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情」によって生じたものとして上記のとおり5パーセント(29円)を減じて、上記のとりの損害額を認定している。

なお、一審では、LD に対する強制捜査や上場廃止の可能性などの報道等に起因するいわゆるろばい売りによる株価の下落について、「虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情」に含まれると判断の上、LD 株式一株当たりの損害額を 200 円と認定したが、控訴審では、いわゆるろばい売りによる株価の下落について、「虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下がり以外の事情」には含まれないと判断して上記のとおり損害額を認定している。このようなろばい売りによる株価の下落についての判断の差異が、一審と控訴審との間の損害額の認定の差異に影響を与えたものと考えられる。

2 本判決の分析

(1) 金融商品取引法の損害賠償責任規定の監査法人への適用

本判決は監査法人に対して旧証券取引法の規定に基づく損害賠償責任が認められた初めての裁判例である。金融商品取引法(旧証券取引法)に監査法人・公認会計士の損害賠償責任規定が設けられたことによって、上場会社の監査を行う監査法人・公認会計士は巨額の損害賠償責任を負う可能性があったが、初めてそのような懸念が顕在化した。本判決では、前記図表に記載のとおり、K 監査法人の担当社員(Y13)は、LD の不正な会計処理の存在を認識しつつ、K 監査法人が無限定適正意見を示すように、Y15 などに働きかけたものであると認定されているように、被監査会社の不適切な会計処理について、監査法人の担当社員が認識していたこと(虚偽の証明につき故意があったこと)がうかがわれることから、監査人側の免責事由となる「過失がなかったと認めるに足りる証拠」についての具体的な分析はなされていない。その意味では本判決は特殊なケースと言えるが、今後、金融商品取引法の規定に基づく損害賠償請求がなされる場合には、監査人が結果的に被監査会社の不適切な会計処理を発見できずに監査証明を行ったことについて、「過失がなかったと認めるに足りる証拠」があると認定されるか否かが重要な争点となろう。この場合の過失の有無についても、監査人の実施した監査手続が十分だったのかという観点から検証されることになるとと思われる。

(2) 監査法人による監査証明と監査を担当した社員自身の民事責任

金融商品取引法は、有価証券報告書等の虚偽記載を行った被監査会社及びその役員に対する損害賠償責任を規定するだけでなく、監査証明を実施した監査人に対する損害賠償責任についても規定しているが、監査法人が監査証明の主体である場合には、当該監査法人に対してのみ損害賠償責任の規定を設けている。すなわち、金融商品取引法上、監査を担当した監査法人の社員に対する損害賠償責任の規定までは設けられていない。本判決は、金融商品取引法の損害賠償責任の趣旨は、監査法人に「重い責任」を負わせて正確な開示を実現しようとしたものであることを踏まえて監査を担当した社員自身も民事責任を負うべきとしており、金融商品取引法において監査を担当した社員自身も損害賠償責任の対象とするのと実質的に同様の効果を不法行為責任の解釈によって導いている。しかし、監査法人が監査証明の主体である場合において、監査を担当した社員自身に「重い責任」を負わせることが正確な開示の実現につながるのか議論のあるところであろう。また、公認会計士法上、監査法人の社員は、監査法人の財産をもって債務を完済できないときに弁済する責任を負うものとされ

ているが(公認会計士法 34 条の 10 の 6 第 1 項～ 3 項)、監査を担当した社員自身に対する不法行為責任が広く認められるようになれば、監査法人の財産状況にかかわらず、監査を担当した社員は個人で弁済責任を負うこととなる。本判決が先例として定着することになれば、公認会計士法上想定されている監査法人の社員個人の責任の在り方が根本的に変わる可能性があるが、適切な監査法人の社員の民事責任の在り方について、監査法人と社員の関係や監査報告書と投資家の信頼との関係(後述(3)参照)などを踏まえて慎重に検討する必要があるように思われる。

なお、本判決は、監査法人はすでに解散しており実体はないという特殊事情を踏まえて、積極的に監査を担当した社員自身への不法行為責任が認定されたという見方も考えられ、監査法人が存続しておりその財産によって完済可能な事例においては、異なる判断となる可能性もあり得るように思われる。

(3) 監査報告書への署名押印と投資家の信頼

本判決は、基本的に監査報告書への署名押印をしたか否かによって不法行為責任の有無を区別している。監査に関与していなくても監査報告書へ署名押印していれば不法行為責任の対象となり、監査に関与していても監査報告書へ署名押印していなければ、署名押印したのと同視できる程度に監査意見の形成に関与したと認められない限り、不法行為責任を負わないとされている。また、本判決は、「監査報告書への署名押印」を重視する根拠について、「監査法人の意見は監査報告書を通じて表明されるのであるから、監査報告書の記載についての市場の投資家に対する直接の責任は、一義的には監査報告書の作成者にあるというべきである。そして、監査報告書の作成者が監査法人である場合には、当該監査法人及び監査報告書に署名押印した社員が上記の責任を負うべきものと解するのが相当である。」と説明している。市場の投資家は、監査報告書の監査意見について、作成者である監査法人だけでなく、署名押印した社員個人の意見であることも重視し信頼するとの認識を前提としているものと推察されるが、市場の投資家は、実際に監査法人だけでなく、署名押印した社員個人の意見であることも信頼して投資判断を行っているのか、疑問も残るところではある。

法律専門家による分析（弁護士 町田行人）

1 分析

前記 では、会計監査業務を行った監査人に対する民事責任が争点となった主な裁判例として、16 件の裁判例が紹介されている。以下、いくつかの切り口から分析を試みることにするが、要点をまとめると次の図表のとおりである。

図表 裁判例の分析

	裁判例 No.	(1) 民事訴訟の原告・請求の根拠	(2) 争点の内容	(3) 民事責任の成否
第 1 パターン	1、2、13、14 (合計 4 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・被監査会社 ・監査契約の不履行に基づく損害賠償請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・横領などの不正行為を発見できず無限定適正意見 ・債務不履行に当たらないか(債務の本旨に従った監査手続を実施していたのか) 	4 件中 3 件につき責任肯定
第 2 パターン	3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、15、16 (合計 12 件)	<ul style="list-style-type: none"> ・(元)株主(又は債権者) ・金商法・会社法・民法(不法行為)の規定に基づく損害賠償請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務書類に虚偽の記載があったことを発見できず無限定適正意見 ・財務書類に虚偽の記載があったか(その前提としてどのような会計処理の基準が適用されるか) ・実施した監査手続が十分だったのか 	12 件中 1 件のみ責任肯定

3、6、7、8、9、10 及び 15 の 7 件のケースでは、虚偽記載の有無を判断する前提としてどのような会計処理の基準が適用されるのかが争点とされた。

(1) 民事訴訟の原告・請求の根拠

1.(日本コッパース事件)、2.(凸版印刷労働組合事件)、13.(ナナボシ事件)及び14.(K社事件)のケースでは、被監査会社(2.では労働組合)が民事訴訟の原告となっているが⁴、残りの12件では、被監査会社の(元)株主(又は債権者)が民事訴訟の原告となっている⁵。被監査会社が民事訴訟の原告となっているケースでは、主に監査契約の不履行に基づく損害賠償請求として主張されている。被監査会社が監査人による監査が不十分であり損害を被ったと主張する場合には、監査人の債務不履行があったことを被監査会社側が立証する必要があるが、被監査会社側には手元に立証のための資料が十分にあり、また、監査人とのやり取りの資料も多く残されていることから、監査契約の不履行を主張立証することが可能であり、主張しやすいということであろう。

これに対して、被監査会社の(元)株主(又は債権者)が民事訴訟の原告となっている残りの12件のケースでは、金融商品取引法(改正前の旧証券取引法を含む。)の民事責任の規定に基づく請求(被監査会社が有価証券報告書提出会社の場合)、会社法(改正前の商法を含む。)の会計監査人の民事責任の規定に基づく請求、民法の不法行為責任に基づく損害賠償請求、又はこれらの組み合わせなど様々である。被監査会社の(元)株主(又は債権者)は、監査人との間に契約関係はなく、監査契約に関する債務不履行責任を追及することはできないため、このいずれかの請求を行うことになる。

なお、監査法人の社員は監査法人の債務について無限連帯責任を負うところ(公認会計士法34条の10の6第1項)、1.(日本コッパース事件)、8.(足利銀行事件)及び16.(ライブドア事件)のケースでは、監査を行った監査法人だけでなく、その社員個人に対する損害賠償請求もなされている⁶。監査法人だけでなく社員個人に対する損害賠償請求までなされているのはこの3件のみであるが、監査法人の社員は、監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、責任を負わないものとされていることから(公認会計士法34条の10の6第3項)、十分な資力を持つと推測される監査法人に対して民事責任を追及する場合には、監査法人の社員個人に対する損害賠償請求まではなされていないものと思われる⁷。

⁴ 13.(ナナボシ事件)のケースは、被監査会社の民事再生手続中に再生管財人が原告となって訴訟提起したものであるが、ここでは被監査会社による請求として位置付けている。

⁵ 債権者が原告となったのは12.(キムラヤ事件)のケースのみであり、他のケースでは(元)株主が原告となっている。

⁶ 8.(足利銀行事件)のケースは、監査を担当した代表社員1名に対して、不法行為に基づく損害賠償請求がなされているものであり、公認会計士法に基づく無限連帯責任が追及されているわけではない。

⁷ 平成19年の公認会計士法改正により有限責任監査法人制度が設けられ、有限責任監査法人となることにより、監査法人の社員はこのような損害賠償請求を免れることが可能となった(公認会計士法34条の10の6第7項)。

(2)争点の内容

1.(日本コッパース事件)、2.(凸版印刷労働組合事件)、13.(ナナボシ事件)及び14.(K社事件)のケースでは、被監査会社の役員・従業員による横領などの不正行為があったことを監査人が監査手続の過程で発見できず無限定適正意見を付したことが、監査人の債務不履行に当たらないか(債務の本旨に従った監査手続を実施していたのか)、という点が主な争点とされている。これは、被監査会社が民事訴訟の原告となっている裁判例と一致している⁸。

すなわち、第1パターンとして、被監査会社が自社の役員・従業員による横領などの不正行為があったことを監査手続の過程で見抜けなかった監査人に対して民事責任を追及する構図が浮かび上がる。なお、第1パターンでは、横領などの不正行為により財務書類の記載内容が実態と乖離していることが通常であり、財務書類に虚偽の記載のあることを前提に監査人の実施した監査手続が十分であったかが主な争点とされている。

これに対して、残りの12件では、第一に、被監査会社の財務書類に虚偽の記載があったか否か、第二に、仮に被監査会社の財務書類に虚偽の記載があったとして、そのことを監査人が監査手続の過程で発見できず無限定適正意見を付したことにつき、監査人の実施した監査手続が十分だったのか、という点が主な争点とされている。問題となった財務書類の虚偽記載の内容としては、貸倒引当金の処理等が適切だったのか問題とされているケースが7件と最も多く、特にバブル経済崩壊後の破綻金融機関による不良債権処理に関するものが大部分を占めており、3.(日本債券信用銀行事件)、7.((福德銀行・なにわ銀行事件)(なみはや銀行事件))、8.(足利銀行事件)、9.(足利銀行事件)及び10.(日本長期信用銀行事件)の5件がこのような不良債権処理のケースに該当する。これらの不良債権処理のケースでは、虚偽記載の有無を判断する前提として、不良債権処理について適用されるべき会計処理の基準は何か、公正なる会計慣行として斟酌される範囲などが問題となり、特に、監督行政上のマニュアル等と会計基準・会計慣行との関係が争点となったが、結局、被告側の会計処理は適用されるべき会計処理の基準・公正なる会計慣行に即した適切なものであったと判断されて、虚偽記載は認められず監査人の責任は否定されている。このような第2パターンでは、監査人の実施した監査手続が十分だったのか検討する前に、まずは財務書類に虚偽の記載があったのか判断する必要があるが、その際、判断基準となる「公正なる会計慣行」の考え方がこれらの裁判例を通じて明らかにされており、参考となる。なお、前記5件の破綻金融機関による不良債権処理のケースに6.(フットワーク事件)及び15.(そごう事件)を加えた貸倒引当金の処理等が適切だったのか問題とされた7件のケース全てにおいて、適用されるべき会計処理の基準・公正なる会計慣行の範囲が問題となったが、結局、被告側の会計処理に問題はなく、財務書類の虚偽記載はなかったと判断されている。この第2パターンにおいて、財務書類に虚偽の記載があったとの認定がなされて、監査人の実施した監査手続が十分だったのかについてまで検討されたケースは、4.(山一証券事件)、5.(山一証券事件)、

⁸ 13.(ナナボシ事件)のケースについては、役員・従業員による架空取引という不正行為があったことに着目して、ここではこちらの第1パターンに分類している。しかし、一方で不正による財務書類の虚偽記載があったことに着目すれば、第2パターンに分類できるのではないかという見方もあり得るところであり、その意味では両方のパターンの性質を持つケースであるといえる。

12.(キムラヤ事件)及び16.(ライブドア事件)の4件のみであった。このように、第2パターンとして、被監査会社の(元)株主(又は債権者)が、被監査会社の財務書類に虚偽の記載があったことを監査人が監査手続の過程で発見できず無限定適正意見を付したことにつき、監査人に対して責任を追及する構図が浮かび上がる。

(3)民事責任の成否

前記の16件の裁判例のうち、監査人に対する民事責任が認められたケースは、1.(日本コッパース事件第一審(控訴審では否定))、2.(凸版印刷労働組合事件)、13.(ナナボシ事件)及び16.(ライブドア事件)の4件であり、残りの12件では監査人に対する民事責任は否定された。このように、民事責任が認められたケースは少数であり、民事責任を否定した裁判例の方が多い。

役員・従業員による横領などの不正行為があり、被監査会社が原告となった第1パターンの4件の裁判例では、監査人は債務の本旨に従った監査手続を実施していたのかどうか検討されているが、そのうち、1.(日本コッパース事件第一審(控訴審では否定))、2.(凸版印刷労働組合事件)及び13.(ナナボシ事件)の3件で監査人の民事責任が認められている。

被監査会社の(元)株主(又は債権者)が原告となった第2パターンでは、監査人の実施した監査手続が十分であったかについてまで検討されたのは前記(2)のとおり4件のみであり、そのうち16.(ライブドア事件)のケースのみ監査人の民事責任が認められている。

2 評価

前記1(2)のとおり、監査人の民事責任を判断する前提としてまずは財務書類の虚偽記載の有無が問題となるが、その前提として適用されるべき会計処理の基準がどのようなものが争点とされた7件のケース全てにおいて財務書類に虚偽記載はなかったと判断されているなど、監査人の実施した監査手続の内容についてまでは検討対象とされずに監査人の民事責任が否定されているケースが多数存在する。原告となる投資家等としては、被告側の会計処理は誤っており財務書類に虚偽記載があったとの判断を前提に、監査人の実施した監査手続も恐らく不十分であったろうとして、民事責任を追及する訴訟を提起したはずであるが、そのような会計処理になったことには当時の「公正なる会計慣行」からして許容されると裁判所で認定され、監査人の民事責任を追及する前提となる財務書類の虚偽記載そのものが存在しないとして、監査人の民事責任が否定されているケースが多いことがうかがえる。また、特に第2パターンでは監査人の民事責任が否定されたケースがほとんどであり、平成21年5月に16.(ライブドア事件)の判決が出るまでは、第2パターンで監査人の民事責任が認められたケースは存在せず、第2パターンで監査人の民事責任が認められたのは比較的最近の出来事である。なお、財務書類の虚偽記載は認められて監査手続の内容についてまで検討対象とされたケースについては、監査人としてどこまでの監査手続を実施する必要があるのかという観点から参考となると思われるが、詳細については前記の各裁判例の記述を参照していただくとして、ここでは監査人の民事責任が認められ、かつ監査手続の内容についてまで検討対象とされたケースを中心に簡単に言及することとする。

(1)被監査会社が原告となり監査人の民事責任を追及したケース(第1パターン)

まず、1.(日本コッパース事件)のケースでは、従業員が経営者に無断で借入れをし、被監査会社の預金を担保に入れていたが、監査人は、定期預金証書・通帳の実査や借入先からの残高確認書の直接の入手をしなかった。第一審は、監査契約の対象に不正発見が含まれるとの解釈を前提にしてこのような監査手続の不実施について監査人の注意義務違反を認めしたが、控訴審は、当時、不正発見目的の特約のない通常の財務諸表監査において、使い込み等の不正発見を目的とした監査手続を行う必要はなかったとして、入念な偽装工作がなされていたことと合わせて、不正発見目的の監査手続まですべきものとはせず監査人の注意義務違反を否定した。

次に、2.(凸版印刷労働組合事件)のケースでは、従業員の横領行為により被監査会社の預金が目減りしていたが、監査人は、預金の実在性につき、偽造された預金通帳のコピーを見ただけで預金通帳の原本を実査せず、そのことが監査契約上の注意義務に違反したものと認定された。

また、13.(ナナボシ事件)のケースでは、被監査会社の役員・従業員が架空売上を計上し、粉飾決算を行っていたが、そのような財務書類に無限定適正意見を付していた監査人は、異常性が顕在化したにもかかわらず必要な追加監査手続を怠ったとして責任が認められた。このケースについては、前記 13.(ナナボシ事件)のとおり、監査人が実施した監査手続について詳細な検討がなされているのが特徴的である。

なお、これらのケースでは、被監査会社にも過失が認められ、過失相殺がなされている。

被監査会社が原告となり監査人の民事責任を追及するケースでは、役員・従業員の不正行為を見逃していた被監査会社の内部管理体制にも問題があることが予想され、被監査会社側の過失の有無・程度も重要な争点となり得る。

(2)被監査会社の(元)株主(又は債権者)が原告となり監査人の民事責任を追及したケース(第2パターン)

被監査会社の(元)株主(又は債権者)が原告となったケースで監査人の民事責任が認められた唯一の裁判例として16.(ライブドア事件)のケースがある。16.(ライブドア事件)のケースでは、財務書類の虚偽記載が認められた上で、監査を行った監査法人だけでなく、監査法人の社員個人に対する民事責任も認められた。16.(ライブドア事件)のケースでは、被監査会社の不適切な会計処理について、監査法人の担当社員が認識していたこと(故意があったこと)がうかがわれることから、監査人の実施した監査手続の内容についての具体的な分析に踏み込むことなく民事責任が認められている。その意味では16.(ライブドア事件)のケースは特殊なケースといえる。

(3)その他参考となるケース

8.(足利銀行事件)のケースでは、財務書類の虚偽記載はなかったと判断され、監査手続の内容についてまでは検討対象とされていないが、虚偽記載の有無の判断の際に、貸倒引当金過少計上の有無に関して、当時の税法基準の解釈を前提とした場合において引当不足が

存在するか否かについて、個別の貸出先(債務者)17社に対する貸出金につき個別具体的に検討されていることが特徴的である。すなわち、8.(足利銀行事件)の判決は、当時、税法基準の解釈も許容されていたことを前提に、この解釈に従い被告の支援先等に対する貸出金については、この支援を含めて償却・引当等について判断して実施することも許容されていたと認められると判示し、各貸出先が所定の要件を充足する支援先等に該当するか否かの判断は、「金融機関による将来の予測を含む経営判断によって行われるものであるから、裁量性のある金融機関の経営判断として許容範囲内にあるかどうかという観点から検討するのが相当である。」と判示しつつ、問題とされた貸出先(債務者)に対する貸出金の取扱いにつき、各貸出先(債務者)ごとに、その経営改善計画等が実現可能性を備えた合理性を有するものであったかなどについて判断の上、最終的に被監査会社による各貸出先(債務者)に対する償却・引当等の取扱いにつき問題はなかったと結論付けている。これは被監査会社による会計処理についての判断であるが、貸倒引当金の計上における貸出先の経営改善計画等の検証のように将来の予測を含むものについて裁判所の判断が示された事例として、今後、監査人が監査を行うに当たっても参考になる部分があると思われる。

3 対策

次に、会計監査業務を行った監査人に対する民事責任が争点となった主な裁判例を踏まえて、監査人の民事責任が発生することを防ぐための対策について検討したい。

(1) 予防策

業務の品質の管理

平成19年の公認会計士法改正により、監査法人内部における業務管理体制の整備の内容が具体化されており、その中には業務の品質の管理の方針の策定及びその実施も含まれている(公認会計士法34条の13第2項)⁹。監査法人としては、現場の担当者に委ねるだけでなく、組織内において業務の品質をチェックする体制を整えて、監査手続に過失が生じることが未然に防ぐことが求められているし、監査法人の責任を予防する上でも必要である¹⁰。

監査調書の記載

万が一、監査人の過失が問題とされたときに備えて、監査手続実施当時、いかなる判断に基づきどのような監査を行っていたのかきちんと説明できるようにしておくことも重要である。監査調書の記載を充実させることによって、記載の過程やそれをレビューする過程で問題点に気付く機会が増えるかもしれない。他方、13.(ナナボシ事件)のケースに

⁹ 池田唯一 = 三井秀範監修・大来志郎 = 野崎彰 = 町田行人著「新しい公認会計士・監査法人監査制度 - 公正な金融・資本市場の確保に向けて - 」(第一法規、2009年)45頁参照。

¹⁰ 鳥羽教授は、上司が行う監査調書のレビューの重要性を強調されている(鳥羽至英「ナナボシ粉飾決算事件訴訟判決の監査上の意義」月刊監査役565号57頁)。

において、原告が監査法人の監査調書を詳細に検討の上、主張していることがうかがえるように、監査調書の内容は民事訴訟の相手方に利用されることにも留意する必要がある¹¹。

例えば、監査調書の中に、ある会計処理の問題点を指摘する記載があるが、結局、その問題点についてフォローがされていない場合や最終的にその会計処理の修正までには至らなかったときに、なぜフォローがされなかったのか、なぜ修正をしなくても許容されるのか、後に問題となったときに説明できるよう問題点に対する解決状況とその判断根拠を分かるようにしておくのが望ましいであろう。

監査手続の過程で会計問題を発見した場合の対応

従前より監査基準において「監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求める」（監査基準第三 実施基準 三 監査の実施6）ものとされ、また、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」において、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑いを抱いた場合、適時に、監査役等に伝達しなければならないとされており、従来から監査人は監査手続の過程で会計問題を発見した場合には、被監査会社の経営者等や監査役等に伝達し、会計問題の是正を求める必要があることが明らかにされていたところである。そのため、現場の担当者が会計問題を発見した場合、監査法人内部での所定の手続も踏まえつつ、経営者等や監査役等とコミュニケーションをとり、被監査会社に是正を求めることになる。なお、平成19年の公認会計士法改正に伴う金融商品取引法の改正により、監査人が不正・違法行為を発見した場合の対応についての規定が設けられ、監査人はまずは被監査会社の監査役等に通知を行うものとされた（金融商品取引法193条の3）。このように、監査基準だけでなく、金融商品取引法上の制度として手続等が明確にされたことからもうかがわれるように、監査人には、監査役等と連携して会計問題の是正を進めることが期待されている。

また、粉飾当初に不適切な会計処理を発見できなかったとしても、できるだけ早く発見し是正を促すことも重要である。通常、粉飾によるひずみは期間が経てば経つほど大きくなることからすると、例えば、粉飾開始後2期目に発見した場合と、（極端なことをいえば）10期目で発見した場合では、監査人の過失が認められる可能性は異なると思われる。例えば、13.（ナナボシ事件）のケースでは、粉飾開始後4期目に「異常性の顕在化」が認められ、追加監査手続が必要となったと判断されているが、3期目までの間にも「異常性の顕在化」までには至らない不自然な兆候が存在していたことが明らかにされている。どのような状況で「異常性の顕在化」が認められるかは具体的なケースごとに異なるはずであり一概にはいえないが、何らかの不自然な兆候を発見した段階でできるだけ早期に被監査会社に是正を促すことができれば、監査人の過失が否定される可能性はより高まると考えられる。

¹¹ このことは、当局が課徴金を課す場合も同様である。

(2)問題発生時の対応

平成 19 年の公認会計士法改正により、虚偽証明を行った監査人に対する課徴金制度が導入された(公認会計士法 31 条の 2 第 1 項、34 条の 21 の 2 第 1 項)。平成 25 年 5 月時点において、監査人に対して課徴金が課された事例は存在せず、今後どの程度事例が発生していくことになるのか明らかではない。しかしながら、有価証券報告書等の虚偽記載について被監査会社に課徴金が課される事例は後を絶たないことからすると、今後、監査人に対しても課徴金が課されていく可能性があることは否定できない。仮に、監査人が当局から課徴金その他の行政処分についての調査を受けた場合には、一種の危機管理対応として、初動段階から適切な対応をとることが重要である。初動段階としてまず必要なのは、当局による調査の目的を正しく把握することである。次に必要となるのは、早期に独自に内部調査を実施するなど、できるだけ正確に事実関係を把握して、今後の当局の調査等の帰趨につき見通しを立て、それに基づいて対応方針を決定することである。なお、通常、監査人に対する行政処分が行われる前に、被監査会社による有価証券報告書等の虚偽記載の問題が先行することから、その段階で内部調査を実施することも可能なはずであり、できるだけ早期に事実関係を把握するのが望ましいと考えられる。

また、監査人に対する課徴金については、課徴金納付命令を行わないことができる場合が規定されており、このような規定に該当するかという観点からも正確に事実関係を把握するべきであろう¹²。

また、課徴金その他の行政処分がなされた場合、その後に提起された民事訴訟にいかなる影響を及ぼすのかについては、課徴金その他の行政処分における事実認定と異なる事実認定がなされた民事裁判例¹³も存在するところであり、一概にはいえない。しかし、やはり一般論としては課徴金その他の行政処分における事実認定が事実上その後に提起された民事訴訟における裁判官の心証形成に影響を及ぼす可能性があることは否定できず、十分留意する必要がある。

4 最後に

有価証券報告書等の虚偽記載について被監査会社に課徴金が課される事例は後を絶たず、また、訂正報告書の提出がなされる事例も増えているが、このような動きの次に、虚偽記載がなされた有価証券報告書等に無限定適正意見を付した監査人の対応が適切だったのか、という問題について関心が向けられるのは自然な流れであろう。被監査会社の(元)株主(又は債権者)が原告となったケース(第 2 パターン)で監査人の民事責任が認められたものは、本稿執筆時においては 1 件のみであるものの、今後、第 2 パターンにより監査人に対する民事責任の追及がなされるケースが増加する可能性は十分にあるといえる。

¹² 池田ほか前掲(注 9)158 頁参照。例えば、監査人が実施した監査又は証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に照らして著しく不十分であった場合に該当せず、かつ他の行政処分がなされる場合に、課徴金納付命令を行わないことが認められている(公認会計士法 34 条の 21 の 2 第 2 項 2 号、公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令 1 条 2 項)。「著しく不十分」かどうかという観点も踏まえて正確に事実関係を把握するのが望ましいと思われる。

¹³ 平成 24 年 9 月 28 日大阪地裁判決(金融・商事判例 1407 号 36 頁)。

また、社会全体の風潮として不適切な会計処理の防止において監査人の果たす役割への期待はますます高まっており、それに伴い監査人が民事責任を問われるリスクも高まっていくことが予想される。監査人は、適切な予防策を講じ、適切な監査手続を実施するとともに、過失の存在が疑われた場合に生じる状況についてもしっかりと理解し、万が一、民事訴訟が提起される事態に備えておくのが望ましいと思われる。

監査人の立場からの着眼点と留意事項

「はじめに」に記載したとおり、本研究報告では、当協会として裁判例や裁判所の判断に対する分析や論評を行うことは控えることとしたが、読者である監査人が、本研究報告の裁判例を読むに当たっての、監査人の立場からの視点や若干の留意事項を最後に述べることにしたい。(また、本研究報告の末尾に参考として添付した、「民事裁判の流れと手続について」も、併せて参考にされたい。)

英米のような判例法の国では、判例に法的拘束力が与えられているのに対し、日本の法制度の下では、判例には英米のような明確な法的拘束力があるわけではない。したがって、本研究報告で紹介した裁判例は、直接の法的拘束力を持つわけではなく、過去の事案に対する裁判所の判断の例である。しかしながら、これらは、実際に裁判所が法を適用し、監査人の責任について判断した先例であり、他の事件で裁判所がどのように判断するか、法がどのように適用されるかを考えるに当たって、十分に参考になる。

そのような先例としての価値を、読者である監査人が十分に活かすためには、以下に述べるように、先例であるがゆえの留意事項についても同時に理解する必要がある。

1. 事件の個別性

先例として参考になるとはいえ、判決は、個々の事件を解決するためのものである。それぞれの裁判例は、個々の事件ごとの事実関係を前提としている。また、当事者の訴訟活動や、証拠の収集の状況に左右される要素も、ないとはいえない。

例えば、裁判所が「監査人は すべきであった」(又は、「監査人は すべき必要性はなかった」と言っているとき、「××、××及び××という事実関係の下では」という前提が置かれている。「××」という事実が1つ欠けていれば、結論が変わるかもしれない。あるいは、「××」という事実のほかに「 」という事実が認定されていれば、結論が変わるかもしれない。更にいうと、「××という事実が認められる(が、 という事実は認められない)」という事実認定は、たまたま当事者が主張しなかった(又は、争わなかった)、たまたま証拠により立証(又は、反証)できなかった、といった個別的な要因に左右されているかもしれない。

本研究報告の裁判例に示された判断が、他の事件にそのまま適用できるかは、監査人だけで判断することは難しく、法律の専門家である弁護士の助言が必要となるだろう。

2. 裁判例の蓄積量

多数の裁判例が同じ判断を行っていればいるほど、裁判所は今後も同じ判断を行うだろうという予測はしやすくなる。また、多数の裁判例があれば、それぞれの事実関係の相違点と、裁判所の判断を比較することで、ある判断が適用される範囲と限界を読み取れることがある。しかしながら、監査人の責任に関する裁判例は必ずしも十分に多数累積されているとはいえず、それらの中からある種の「法理」を導き出すには、慎重にならざるを得ない面がある。

3. 法令、会計基準、監査基準等の変化

裁判例は過去の事件についての判断であり、事件の当時に適用された法令、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び一般に公正妥当と認められる監査の基準（以下、併せて「基準等」という。）を前提としている。事件の当時において適用された基準等と、現在又は将来において適用のある基準等は異なることがあり、そうした基準等の相違に応じて、監査人の責任その他事案に対する裁判所の判断も異なる可能性があることに留意が必要である。

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準と一般に公正妥当と認められる監査の基準のそれぞれについて、本研究報告の裁判例の当時と比較する観点から、本研究報告公表日現在の体系の概要を述べると、以下ようになる。

(1) 企業会計の基準

裁判例において、会計監査人の責任を問えるかどうかを判断する前提として、そもそも財務諸表に虚偽表示があったのか、つまり、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していたかが問題となることがある。その判断のためには、さらに、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準が何か、「公正なる会計慣行」が何であるかが争点となることが多い。本研究報告のいくつかの裁判例（8. 足利銀行事件、9. 足利銀行事件、10. 日本長期信用銀行事件等）では、特に、銀行におけるバブル崩壊期の（自己査定制度導入前後の）貸倒引当金の会計処理を巡って「公正なる会計慣行」が何であるかが争われ、裁判所は、主に、当時の企業会計原則と法人税法上の基準を参照して判断している。

本研究報告公表日現在、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）や連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）等に基づき、企業会計審議会が公表した企業会計の基準のほか、金融庁長官の告示により指定された企業会計基準委員会が公表した企業会計の基準が、これに該当するとされている（財務諸表等規則1条2項・3項、連結財務諸表規則1条2項・3項等、平成21年金融庁告示第69号・70号）。また、企業会計審議会が公表した企業会計の基準はさらに、適用のための具体的な指針を当協会に委任していることがあり、その場合、当協会が、対応する実務指針を公表している（企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」四1と日本公認会計士協会会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」等）。

会社法については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行を直接指定することは行われていないが、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に」従い（会社法431条）「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌」（会社計算規則3条）するという条文の解釈として、例えば有価証券報告書提出会社については、企業会計審議会及び企業会計基準委員会が公表した企業会計の基準等を参照することになると考えられる。

前述の銀行における自己査定と貸倒引当金について、本研究報告公表日現在で適用される一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の例として、企業会計基準委員会による企業会

計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」がある。同基準 2 項は、適用に当たって参照すべき指針等を示しており、それらの指針等のうち、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」105 項・295 項が銀行等の自己査定との関係に言及している。

「金融商品に関する会計基準」をはじめとして、本研究報告公表日現在適用される企業会計の基準やその適用指針等の多くは、「公正なる会計慣行」が争点になった本研究報告の裁判例の当時に比べて、規定が詳細であることが多く、また、適用時期や経過措置も明確に規定されているのが通常である。したがって、これらの企業会計の基準が適用される会計取引をめぐっては、例えば、「従来の税法基準下における解釈に基づく会計処理を排除して厳格に資産査定通達に従うべきことも明確であったとはいえず、過渡的な状況にあった」(9 . 足利事件 参照) といった判断は、行われにくくなるだろう。

一方で、本研究報告公表日現在適用される企業会計の基準の多くは、経営者の判断に係る要素が大きくなってきている。このため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準が何か争点にならなかったとしても、会計上の見積りなど、経営者の判断に係る会計処理をめぐって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の適用の仕方が、争点になりやすくなるかもしれない。

(2) 監査の基準

監査人は法令又は契約に基づく義務・債務を負っているが、具体的なその注意義務の内容は、一般に公正妥当と認められる監査の基準によることとなる(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(以下、「監査証明府令」という。)) 3 条 2 項において、監査人は一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従うこととされているほか、通常、監査契約書の中でも監査人の責任として一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠する旨が記載されている。

本研究報告公表日現在において、一般に公正妥当と認められる監査の基準について、以下のような体系が示されている。

監査証明府令によるもの

企業会計審議会により公表された監査基準、中間監査基準、監査に関する品質管理基準(以下、「品質管理基準」という。)及び四半期レビュー基準は、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準」(監査証明府令 3 条 2 項)に該当し、また、同審議会により公表された監査における不正リスク対応基準(以下、「不正リスク対応基準」という。)は、監査証明府令 3 条 4 項の規定により適用される場合には、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準」に該当する(監査証明府令 3 条 3 項)。

企業会計審議会による基準によるもの

に記載したとおり、企業会計審議会は、「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準」として、監査基準、中間監査基準、品質管理基準、四半期レビュー基準及び不正リ

スク対応基準を公表している。品質管理基準は「監査基準とともに一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成し、監査基準と一体となって適用される」(品質管理基準前文二。なお、中間監査及び四半期レビューにもそれぞれ適用される(同前文二、四半期レビュー基準平成19年改訂前文二1))。不正リスク対応基準については、「法令により準拠が求められている場合は、……監査基準及び品質管理基準とともに、一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成し、監査基準及び品質管理基準と一体となって適用される」(不正リスク対応基準前文二3(2))。なお、中間監査にも準用されるが、四半期レビューには適用されない(同前文二3(3))。

監査基準と、日本公認会計士協会の指針(監査実務指針)との関係については、「監査基準では原則的な規定を定め、監査基準を具体化した実務的・詳細な規定は日本公認会計士協会の指針(監査実務指針)に委ね、両者により我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準とすることが適切」としている(監査基準平成22年改訂前文二1)。

日本公認会計士協会の指針(監査実務指針)によるもの

監査実務指針については、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書(序)「監査基準委員会報告書の体系及び用語」(以下、「監基報(序)」という。)2項がその範囲と構成を示しており、「『監査実務指針』は、監査及び監査に関する品質管理に関して、日本公認会計士協会に設置されている各委員会が報告書又は実務指針の名称で公表するものが該当し、我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準の一部を構成している」(監基報(序)2項)。

一方、「監査実務指針を実務に適用するに当たっては、日本公認会計士協会が公表する監査に関する研究報告や研究資料、及び一般的に認められている監査実務慣行が参考になることがある」が、「これらは、……監査実務指針を構成するものではない」(監基報(序)3項)ことに留意が必要である。

以上に掲げた、企業会計審議会が公表する「監査基準」等の基準や、監査実務指針は、折に触れて新たに設定又は改廃されている。

例えば、「監査基準」におけるリスク・アプローチについては、「平成3年の監査基準の改訂でリスク・アプローチの考え方を取り入れ」、平成14年の改訂で「リスク・アプローチに基づく監査の仕組みをより一層明確にした」(監査基準の平成14年改訂前文三3(1))とされている。本研究報告の裁判例には、リスク・アプローチ導入前の監査基準によるもの(1.日本コッパース事件) リスク・アプローチ導入後だが平成14年改訂前の監査基準によるもの(5.山一証券事件 等) 平成14年改訂後の監査基準によるもの(13.ナナボシ事件等)がそれぞれある。読者である監査人が、裁判例を参考にするに当たり、このような相違にも留意する必要がある。

また、本研究報告公表日前の比較的短い期間に、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書や不正リスク対応基準が公表・適用され、一般に公正妥当と認められる監査の基準の体系や構成そのものが変化した。本研究報告で紹介した裁判例はいずれも、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書や、不正リスク対応基準が適用される前のものである。今後、これらの基準が適用される期間の

監査については、裁判所は、これらの基準等を前提として判断を行うことになり、本研究報告の裁判例とは必ずしも判断が同じになるとは限らない。

おわりに

本研究報告は、平成 24 年 6 月の時点で利用可能な裁判例に基づいてとりまとめたものである。

本研究報告は、監査人の責任に関する裁判例が徐々に蓄積されつつあることを踏まえて作成されたものであるが、徐々に蓄積されつつあるとはいっても、 で述べたとおり、なんらかの安定的な判断基準とするには、なお慎重な検討を要する面がある。また、同じく で述べたとおり、基準等は改正され、変化している。さらには、将来、新たな判決によって、従来 of 裁判例への見方が変わるといったことも起こるかもしれない。そのため、本研究報告は、今後も適宜見直していく必要があると考えている。

以 上

[参考付録 民事裁判の流れと手続について]

本参考付録は、民事裁判の手続の流れと手続についてごく簡単にまとめたものであり、これまで一度も裁判手続に触れたことのない多くの読者にとって、本研究報告を読むに当たっての抵抗感を若干なりとも和らげ、民事裁判の全体像、用語や流れを大まかにつかむための参考として添付した。

したがって、実際に民事裁判の当事者その他の関係者が利用することができるような、詳細で実務的な知識やガイダンスの提供を意図したものではない。実際の民事裁判の手続は、訴訟代理人(弁護士)に代理させるのが通常であり、監査人が、具体的な民事裁判手続の詳細にまで通じておく必要性は低いと考えられる。

このような趣旨から、本参考付録は、用語の説明等で、厳密な正確さよりも分かりやすさを優先した部分がある。また、監査人の責任が問題となる民事訴訟を念頭に置いて説明しているので、他の種類の訴訟を想定した場合と比べて、重点の置き方が異なっていたり、一定の前提を置いている(監査人が被告になるケースを前提にしている等)ことがある。

なお、本参考付録は、民事訴訟についての説明であり、刑事訴訟はこれとは異なる。

1. 訴訟手続の流れ

(1) 訴えの提起

監査人の法的責任を迫及しようとする者(「原告」)は、訴状を裁判所に提出する。

(2) 訴状の送達

裁判所書記官が、訴状の副本、期日呼出状等を被告の住所に郵送する(送達)。

監査人は、公式には、訴状の送達時に初めて訴訟提起されたことを知ることになる。もっとも、原告が訴えを提起する前に、内容証明郵便等を用いて監査人に損害賠償金額を請求していたような場合は、訴訟の提起を事前に予想できることもある。

期日呼出状には、第1回口頭弁論期日が記載される。

期日とは、民事訴訟において、裁判官と訴訟関係者が集まって訴訟上の行為を行う日時のことをいう。

口頭弁論期日の説明は、(4)を参照されたい。

なお、「被告」と「被告人」の語があるが、訴訟手続上は、民事訴訟では「被告」、刑事訴訟では「被告人」の語を用いる。

(3) 訴状に対する反論 - 答弁書の提出

訴状の送達を受けた被告は、訴状に記載された事項に対する自らの主張を記載した答弁書という書面を裁判所に提出する。

例えば、訴状が、「監査人は、Aという手続を実施すべきであったにもかかわらず、実施しなかった。」と主張している(なお、実際にはこのような文章で記載されるわけではない。あくまで理解の便宜のための説明であるので留意されたい。以下も同じ。)のに対し、被告が反論する場合は、「いや、Aを実施すべきだったとはいえない。」「いや、Aを実施した。」「たし

かにAを実施していない。しかし、代わりにBを実施した。」「Aを実施したかどうか知らない。しかし、……」などと反論する。(原告の主張を認めるなら、認める旨を記載することになる。)

このような主張を、訴状に記載された事実の一つ一つに対して記載することになる。

なお、答弁書を提出せず、第1回口頭弁論期日にも出席しない場合には、被告は訴状記載の原告の主張を認めたとみなされ、判決がなされることがある。

(4)口頭弁論期日

口頭弁論期日では、当事者(原告と被告を併せてこう呼ぶ。)の主張と証拠を提出する手続等が行われる。

口頭弁論とは、民事訴訟法上は重要な概念ではあるが、本研究報告の読者としては、必ずしも概念の正確な理解まで必要はないと考えられるので、「公開の法廷で、当事者が主張等を行う手続」といった程度に理解されたい。

第1回口頭弁論期日は、原則として、訴状提出から30日以内に指定される。

なお、これ以降、口頭弁論期日又は弁論準備手続(5参照)の期日は、1か月程度の間隔で開かれることが多い。

(5)弁論準備手続

弁論準備手続は、口頭弁論とは別に行われる手続で、争点と証拠を整理する手続である。口頭弁論が公開の法廷で行われるのに対し、通常、弁論準備手続は、裁判所建物内の会議室(弁論準備室)で行われ、公開されない。

率直な意見交換により、争点を整理し、効率的・計画的に審査を行うための手続と位置付けられている。

(6)答弁書の後にやり取りする書面 - 準備書面

(3)の答弁書は、訴状に対する被告の主張を記載した書面であった。それに対し、原告は、答弁書に対する主張を記載した準備書面を提出し(て口頭弁論期日に陳述し)、さらにそれに対し被告が準備書面を提出し(て口頭弁論期日に陳述し)、さらに原告が……という経過で口頭弁論の手続は進行する。このやり取りが延々と続くことを避けるために、(5)の弁論準備手続が利用される。

なお、答弁書も、準備書面の一つであり、訴状に対して被告が提出する最初の準備書面のことを特に「答弁書」と呼んでいる。

(7)証拠調べ

当事者は、事実の存否に係る自らの主張が正しいことを証明するために証拠を出す(「立証」)。

証拠には物証(文書等)と人証(当事者、証人、鑑定人等)がある。監査調書以外のメモ、専門家の意見書、監査に従事した者の証言等も証拠になる。裁判では、文書による証拠(書証)が重視されることが多い。

人証の証拠調べは、原告・被告双方の主張がほぼ出尽くした段階で行われる。

(8)口頭弁論の終結

裁判官が双方の主張、立証が判決可能な程度に尽きていると判断した場合、口頭弁論を終結する。口頭弁論終結後、裁判官は判決日までに判決文を完成させる。

なお、和解について、2(4)を参照されたい。

2. 民事裁判の手續に関連する用語

(1)主張と立証、事実認定

裁判では、当事者は、準備書面等を通じて自らの主張を行う。

原告は、自らの請求(損害賠償請求等)を基礎付けるために、「監査人はAという手続を実施すべきであったのに、実施しなかった。」という事実、損害の発生の実事、その因果関係等の事実を主張(「事実上の主張」)し、その事実を法律に当てはめて損害賠償請求の要件を満たしていると主張(「法律上の主張」)する。これに対し被告も、1(3)に記載したような「いや、Aという手続は実施した。」などの事実上の主張、法律の適用・解釈に係る法律上の主張を行って、原告の請求を排斥しようとする。

監査人の責任が争われる訴訟においては、事実上の主張が争点の中心となることが多い。

事実の主張に関して、当事者は、自らの主張する事実を証明するために証拠を提出する(「立証」)。

当事者間で、「Aの手続を実施しなかった。」「いや、実施した。」という事実の存否について争いがあるのであれば、証拠としては、監査調書や監査チームメンバーの証人が考えられる。「Aの手続を実施すべきだった。」「いや、(Cの事実関係の下では、)実施すべきだったとはいえない。」という争いがあるのであれば、監査基準を記載した文書が証拠となるほか、「Cの事実」の存否について監査調書や証人が証拠となることが考えられる。

なお、事実の認定は、裁判所(裁判官)が行う。

裁判手続を理解する上では、主張と立証の区別、事実と証拠の区別を、意識する必要がある。「事実である」といくら主張しても、それが証拠によって立証できなければ、裁判所(裁判官)の心証を動かすことはできない。

(2)証明責任

証明責任も、裁判手続を理解する上で、意識する必要のある概念であるが、法的に正確な定義・説明は多くの読者にとって迂遠で分かりにくい(証拠調べを尽くしたとしても、当事者の主張する事実の真偽が不明な場合に、当該事実が認められないことによる当事者の一方の不利益又は敗訴の危険をいう。)と思われるので、差し当たっては、「当事者が、自分で証明する必要がある事実。これを自分で証明できず、真偽不明のままだと、負けてしまう。」ことを説明する概念であるという程度に理解されたい。

当事者は、相手方が証明責任を負う事実については、「事実ではない」ことを証明できなくても、真偽不明にまで押し戻すこと(「反証」)で足りる。当事者は、証明責任をどちらが負っているかを意識しながら、主張・立証活動を行う。もっとも、相手方の立証が成功しているかについて、当事者には、裁判官の心証は分からないし、また、通常、裁判官は、真偽不明のま

ま終わらせることは避けようとする。このため、当事者は、自らの証明責任の有無を念頭に置きながらも、相手方が証明責任を負う事実についても、可能な限り証拠を提出する。

(3)他人が証拠文書を所持している場合 - 文書提出命令等

他人が所持している文書を、当事者が入手して証拠として利用するための手段として、弁護士会照会、文書送付嘱託、文書提出命令といった手続がある。

弁護士会照会は、弁護士会が、事件を受任した弁護士からの依頼に基づいて、文書の所持者に照会を行う制度である。文書送付嘱託は、裁判所が、訴訟の当事者の申立てに基づいて、文書の所持者に文書の送付を依頼する制度である。いずれの制度でも、文書の所持者は、基本的に、提出の要請に応じることを強制されるわけではない。

一方、文書提出命令は、裁判所が、当事者の申立てに基づいて発するものであるという点では文書送付嘱託と似ているが、文書の所持者が提出義務を負う点で異なる。当事者は、弁護士会照会や文書送付嘱託によって文書を入手できない場合で、文書所持者が提出義務を負う場合には、裁判所に対して、文書提出命令の申立てを行うことができる。

文書の所持者が文書提出命令に応じないときは、訴訟の相手方が文書の所持者である場合は、申立てを行った側の当事者の主張が真実と認められ、第三者が文書の所持者であるときは、過料に処せられる場合もある。

(4)訴訟の終了、和解、上訴

口頭弁論が終わると、大型の事件を除いて、概ね2か月以内に判決が言い渡される。判決に不満のある当事者は、判決書の送達を受けてから2週間以内に上級の裁判所に不服を申し立てる（「上訴」）ことができる。上訴がなければ、判決は確定する。

なお、訴訟の途中や判決前に、和解や訴えの取下げにより訴訟が終了する場合がある。裁判所（裁判官）が、和解のための期日（和解期日）や弁論準備手続において、和解を勧めることも少なくない。その際に、裁判所（裁判官）の心証がある程度当事者に伝えられる場合もある。